

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 馬場 林

1 日 時

平成27年3月12日（木） 午前10時00分から
午後 4時06分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

馬場林、堤栄三、志村学、御手洗吉生、井上伸史、原田孝司、深津栄一

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、生活環境部長 富高松雄、病院局長 坂田久信
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第23号議案、第24号議案及び第27号議案については、賛成多数をもって、第3号議案、第13号議案、第21号議案、第25号議案、第26号議案及び第28号議案から第34号議案については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決定した。

継続請願17については、審議未了扱いとすることを全会一致をもって決定した。

請願51及び請願52については、採択すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。

(2) 第16号議案及び第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。

第41号議案については、可決すべきものと農林水産委員会に回答することを全会一致をもって決定した。

- (3) 陳情49及び陳情51について、質疑を行った。
- (4) 大分県国民保護計画の変更について、大分県病院事業中期事業計画（案）について及びおおいた高齢者いきいきプラン〈第6期〉についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐	武石誠一郎
政策調査課調査広報班	主査	三重野大

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成27年3月12日（木）10：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係 10：00～12：00

(1) 合い議案件の審査

第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 41号議案 指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 33号議案 食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 49 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し、処罰する法律の制定を求める要望について

(4) 諸般の報告

①報第 1号 大分県国民保護計画の変更について

(5) その他

3 病院局関係 13：00～14：00

(1) 付託案件の審査

第 13号議案 平成27年度大分県病院事業会計予算

第 34号議案 権利の放棄について

(2) 諸般の報告

①大分県病院事業中期事業計画（案）について

(3) その他

4 福祉保健部関係 14：00～16：30

(1) 合い議案件の審査

第 16号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

- 第 3 号議案 平成 27 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 28 号議案 大分県安心こども基金条例の一部改正について
- 第 32 号議案 大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について
- 第 23 号議案 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 24 号議案 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 25 号議案 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 26 号議案 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 27 号議案 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 30 号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 31 号議案 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 21 号議案 大分県地域福祉基本計画の策定について
- 第 29 号議案 大分県次世代育成支援行動計画の策定について
- 継続請願 17 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について
- 請 願 51 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて
- 請 願 52 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

(3) 付託外案件の審査

- 陳 情 51 悪性腫瘍（通称がん）の窓口負担の医療費を無料にすることを求める意見書の提出について

(4) 諸般の報告

- ①おおいた高齢者いきいきプラン〈第6期〉について
- ②大分県ひとり親家庭等自立促進計画〈第3次計画〉について
- ③大分県障がい福祉計画〈第4期〉について
- ④障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について

(5) その他

5 協議事項

16:30～16:40

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

馬場委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

委員、執行部の皆様に申し上げます。

発言に際しましては、簡潔・明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 16 件、請願 2 件、継続請願 1 件、総務企画委員会から合議のありました議案 2 件及び農林水産委員会から合議のありました議案 1 件であります。

この際、案件全部を一括議題として、これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、合議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合議のありました第 20 号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

山本生活環境企画課長 議案書は 198 ページでございます。

第 20 号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてご説明します。

説明はお手元の福祉保健生活環境委員会資料でさせていただきます。委員会資料の 1 ページをお開き願います。

今回は、2 つの理由により改正をお願いしております。

1 つは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 4 次一括法の制定により、資料にありますように、(1) 食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設及び資格取得講習会の登録、(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設及び資格取得講習会の登録、(3) 土壌汚染対策法に基づく県内で土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定及び指定更新、これらの事務が国から移譲されたことに伴いまして、当該事務に係る手数料を新設するとともに、必要な規定の整備を行うものであります。

2 つ目でございますが、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が改正され、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律——フロン排出抑制法として、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、第 1 種フロン類回収業者は、第 1 種フロン類充填回収業者に改められることから、規定の整備を行うものでございます。

施行年月日は、平成 27 年 4 月 1 日を予定しています。

以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 食品と食鳥の処理が今回、地方に移譲されたということですが、今までこの処理はどこがしておったんですか。

河野食品安全・衛生課長 厚生労働省の所管で、現実的には地方厚生局が担当です。

堤副委員長 大分で言えばどこですか。

河野食品安全・衛生課長 大分にはありません。福岡です。

馬場委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、農林水産委員会から合議のありました第41号議案指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

山本生活環境企画課長 議案書の282ページ、第41号議案指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例等の一部を改正する条例の第3条でございます。大分県自然海浜保全地区条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

説明資料は先ほどの委員会資料の2ページをお願いいたします。

今回の改正内容は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が公布され、大分県自然海浜保全地区条例で引用しております鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の法律名が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正されたことに伴いまして、条例の規定を改正するものでございます。

施行期日については、法律の施行日である平成27年5月29日を予定しております。

以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別にご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、農林水産委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと農林水産委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

富高生活環境部長 平成27年度大分県一般会計予算を説明させていただく前に一言ご報告をさせていただければと思います。

3月2日から3月13日までの間、最大10日間を予定しておりました日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練が、昨日3月11日をもって終了したところでございます。今回は、射撃訓練の日数が9日ということでございます。今回の訓練は3年ぶりの訓練でございます。前回訓練終了時に、射撃時間の短縮を盛り込んだ覚書を制定しておりました。訓練初日の3月2日に20時30分まで射撃が行われたという事態がありましたけれども、その翌日3月3日には九州防衛局に対しまして覚書の遵守を再度徹底していただきたいとの強い申し入れを私から現地対策本部長に文書で行いました。現地対策本部長も、さらに私どもの申し入れを添付しまして文書をもって、米軍の司令官に対して申し入れをしたと

ころでございます。

その後、訓練のあるたびに毎日、この覚書の遵守を現地対策本部長は司令官に対して申し入れをしてきたところでございます。

3月3日から3月11日までの訓練におきましてはこの覚書の射撃時間の短縮を盛り込んだ規定は遵守されたと、このように思っております。

以上でございます。

それでは、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算につきまして、ご説明させていただきます。

事業ごとの説明に先立ちまして、まず初めに部全体の歳出予算についてご説明いたします。

それでは、お手元でございます福祉保健生活環境委員会資料の3ページをお開き願います。

生活環境部関係の歳出予算は総務費、福祉生活費、保健環境費及び教育費の4款7項からなっておりまして、予算総額は表の左から3列目の当初予算額A欄の1番下の98億9,057万2千円となっております。

これを表の右から3列目の平成26年度当初予算額と比較しますと、同じ行の右側前年度対比の欄ですが、額にして5億7,550万1千円の増額、率にして6.2%の増となっております。

今回は、統一地方選挙前ですので、人件費等の義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算ではありますが、年度当初から切れ目のない対応が必要な防災・減災対策などを当初予算に盛り込んだことから前年度より増額となっております。

それでは、主要な事業について、資料に沿って説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

1 おおいたジオパーク推進事業2千万円でございます。

姫島村と豊後大野市のジオパーク活動を持続可能なものとするため、学術研究者や地質愛好家等を対象とした調査研究レポートの募集や巡検の誘致など、ジオパークの魅力を間断なく情報発信するとともに、両地域が実施する受け入れ体制の整備など、諸課題の解決に向けた取り組みを支援してまいります。

2 地球温暖化対策推進事業3,701万9千円でございます。

地球温暖化の原因となるCO₂排出量削減のため、九州全域でCO₂の排出抑制を促進する九州版炭素マイレージ制度の実施に加え、27年度から新たにエコアクション21の認証取得への助成やウェブ上で簡単に取り組める家庭向け省エネ診断を実施し、家庭や事業所に対する省エネ・節電の取り組みを推進します。

次の、3 防災拠点再生可能エネルギー導入事業4億8,013万1千円でございます。

CO₂排出抑制対策とあわせて、災害時の初動体制の確保など防災拠点の機能を強化するため、市町村が実施する再生可能エネルギーを利用した非常用電源等の整備に対して助成します。

27年度は、中津市地域防災計画において、物資や資機材等の輸送拠点等として位置づけられている道の駅なかつや、臼杵市において、災害時の大規模避難所として活用が予定されている西南地区交流センター（仮称）など、15カ所、10市村で太陽光発電システ

ムと蓄電池の整備を予定しています。

4 女性の就労総合支援事業1, 177万1千円でございます。

女性が活躍できる環境整備を推進するため、女性の就労について総合的な支援を行います。

女性の就労促進のための支援として、女性の再就職活動を支援するため、面接や試験、就業講習に参加する際に利用できる無料託児サービスを大分市、別府市、中津市で実施します。

また、女性の活躍推進のための支援として、管理職を目指す女性対象のステップアップ講座や、女性管理職対象の意見交換会を初めとしたネットワーク化を図ってまいります。

5 消費生活安全・安心推進事業5, 988万2千円でございます。

消費生活における安全・安心を確保するため、県・市町村の相談体制を充実させるとともに、消費者教育・啓発を推進してまいります。

また、相談件数の多いネットトラブルに対応するため、相談体制を整備するとともに、高齢消費者の被害を未然防止するため、高齢消費者見守りサポーター養成研修や関係機関への情報提供等を行ってまいります。

6 私学振興費33億7, 817万4千円でございます。

私立学校の教育条件の維持向上や、学校経営基盤の健全性確保を図るほか、学力向上や就職支援、スポーツ・文化の振興など、各分野での個性輝く私立学校づくりを支援するため、私立の小・中・高等学校を運営する学校法人に対し、運営費を助成します。

7 私立学校施設耐震化促進事業1億8, 468万1千円でございます。

小・中・高等学校の私立学校施設の耐震化率については、平成26年度末に88%となる見込みですが、耐震化を促進させるため、引き続き学校法人が行う耐震補強及び改築工事に対し助成します。

また、国の補助制度が終了する28年度末までに耐震化を完了させるため、耐震改築工事については、県の補助単価を引き上げて支援します。

資料の5ページをお開き願います。

8 食の安全・安心推進事業736万7千円でございます。

食の安全・安心の確保を図るため、事業者が行う、意図的な異物混入を未然に防ぐためのフードディフェンス対策の支援や食品アレルギー事故防止対策等を実施します。

また、27年4月に食品表示法が施行されることから、事業者に対して食品表示法に基づく適正な食品表示の周知を行います。

9 豊かな水環境創出事業978万1千円でございます。

モデル河川の筑後川、大分川、大野川、犬丸川において、流域住民が主体となって、流域会議を設立し、豊かな水環境づくりに向けた取り組みを進めているところです。

流域ごとの特色ある活動を推進するため、流域会議の活動を支援し、上流から下流まで流域全体で水環境の保全活動に取り組んでまいります。

10 大気環境監視推進事業5, 306万5千円でございます。

PM2.5など大気汚染物質については、県内での発生や大陸からの移流によるものなど発生源がさまざまです。

そこで、発生源ごとの寄与割合を把握するため、PM2.5の成分分析を実施し、地域

における特定の発生源への対策や、国が行うシミュレーションモデルの構築などにつなげてまいります。

1 1 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業2, 600万円でございます。

産業廃棄物処理施設の周辺住民の不安を解消するため、市町村や処理施設設置者が行う施設周辺の環境整備や周辺住民の利便に供する施設の整備に対し助成します。

27年度からは、補助率を10分の8、おおいの優良産廃処理業者評価制度の認定業者が行う事業については補助率を10分の9.5に引き上げて、処理施設周辺の環境整備を促進してまいります。

1 2 原子力防災対策推進事業1, 607万円でございます。

万が一、近隣の原子力発電所で重大事故が発生し、地震や津波により停電した場合においても、防護措置の判断基準となる放射線量率を確実に測定できるよう、佐賀関小学校、佐伯鶴岡高校及び国東高校のモニタリングポストに非常用ディーゼル発電機を設置いたします。

1 3 地震・津波対策推進事業2億円でございます。

地震・津波対策を着実に推進するため、市町村が行う避難路、避難地の整備等に対し助成するほか、27年度からは、孤立のおそれがある集落への通信設備等の整備及び津波到達予想高表示板の設置を新たに助成対象項目に加え、県民の安全・安心の確保と防災意識の高揚を図ってまいります。

1 4 火山防災対策推進事業513万3千円でございます。

火山災害時の防災体制を強化するため、県と地元自治体等で構成する火山防災協議会において、噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を実施し、鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルの導入や火山防災マップの改訂、九重山の避難計画の作成等を行います。また、登山者や観光客の安全確保のため、啓発用リーフレットの作成、登山届の届け出ポストの設置などを行います。

資料の6ページをお開き願います。

1 5 防災行動力育成事業542万7千円でございます。

地震発生時などに県民一人一人が適切に行動できるよう、防災に関する知識及び技能の修得など防災行動力を育成するため、学校や地域での地震体験車の計画的な活用、県有施設への津波到達予想高表示板の設置、県民一斉避難行動の取り組み——いわゆる県民防災アクションデーなどを行います。

1 6 自主防災活動促進事業2, 248万2千円でございます。

自助、共助のかなめとなる自主防災組織の活性化を図るため、市町村と連携して女性防災士の養成や防災士のスキルアップ研修等を開催するほか、27年度は、新たに女性防災士活動研修交流会の開催や県内小・中学生の防災意識の醸成を図るため、ジュニア防災リーダーの認証等を行います。

1 7 防災ヘリコプター更新事業16万3千円でございます。

資料の7ページをお開き願います。

防災ヘリコプターとよかぜは、平成9年の運航開始から、救急・救助活動や林野火災の消火活動等の緊急運航を初め、防災訓練への参加等、幅広く活動してきましたが、経年経過に伴い、近年、機体や装備品にふぐあいが発生し、また、維持管理費用が増大してきて

いることから、運航開始から20年が経過することにあわせて、機体及び装備品を更新します。

機体の製造に1年半程度要することから、機体納入は平成28年度末頃となる見込みで、その後、隊員や操縦士の訓練を行い、29年秋頃の運用開始を予定しています。

27年度当初予算案ですが、27年度は機体発注に係る事務経費として、16万3千円を計上していますが、別に、機体や装備品の購入経費として、27年度から28年度までの2カ年で、限度額15億37万3千円の債務負担行為を設定しております。

次のページには、主要な更新候補機の機体写真を掲載しております。機種については、航続距離、山岳等の地域特性、ヘリポート等の使用環境等を考慮し選定してまいります。また、装備品については、現有装備を基本に、大規模災害時において、有効と思われる装備を新たに導入したいと考えております。

以上で説明を終わります。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 3点聞きます。

まず、冊子のほうの186ページの同和対策推進事業。これは同和対策の委託料で820万円、これはここ数年間、ずうっと金額が変わっていないんですよ。以前の答弁の中には、そういう縮小も含めて今後検討していくということなんだろうけれども、これ変わっていないでしょう。変わっていないということは、この同和対策そのものが、進展していないのかなというふうなことをちょっと確認をしたいというふうに思いました。

2つ目には、今、説明があったのは、原発の防災の関係、それと津波の関係で、以前から私、言っていますけれども、南海トラフの問題で、複合災害、非常に危険があるんですね。そうすると、原発事故の場合の避難計画と、津波のときの避難計画、おのずと違ってくるわけですね。そうした場合、複合災害になったときには、どういう形で逃げていくのかということは、検討するというふうにずうっと言っていたんですけども、地域防災計画の中で、そこら辺は具体的にもう入ってきているのかということが2点目で確認。

もう1点は、240ページ。先ほどの、産廃の周辺整備の問題で、道路の補修ということで、大型トレーラーが通りますから、道路が傷むというのはよくわかる。確かに産廃税を活用するという費用の負担というのはあるんですけども、その通る道路について、産廃処分場の責任問題、そこら辺はこの中ではどう考えているのかということ、その3点を聞きたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

河野審議監兼人権・同和対策課長 まず最初に、同和対策推進事業の関係でご質問をいただきました。

同和対策事業につきましては、ここ数年間、金額が変わっていないということで、施策の推進状況はどうなのかというご質問だと思っております。

この委託事業につきましては、地域住民の相談の対応とか、それから、地域住民への啓発、研修、あるいは、その地区での人材育成、後継者育成というようなことで、この委託料が使われておりますけれども、25年度に、5年度ごとに県民の意識調査を実施しておりますが、その中で、自分の子供と同和地区の人との結婚についてどう思うかというアンケートをとっております。前回、5年前の調査では、「できればそういう地区の人でない

ほうがよい」、または、「反対をする」という方が、合わせて17.9%いらっしゃいました。今回、5年たって、その方々が今15.2%まで下がっております。少しずつではありますが、そういう結婚に対する皆さんの考え方も変わっておりますが、しかし、まだ15%は残っていると。こういう状況の中で、この事業は続けていく必要があるというふうに私どもとしては考えております。

以上でございます。

池永防災危機管理課長 複合災害のときの津波避難と、それから、原子力災害に対する避難等の考えでございます。

津波が発生した場合は、もう何が何でも、とにかく迅速に逃げるということで、今、津波避難行動計画が、1番安全な場所を最初から指定して、ここに逃げるという場所を地域で決めていただきまして、そこにまずは逃げるという行動をとっていただきます。これは、とにかく地震が発生して、おさまったらすぐに逃げてくださいという計画でございます。これを今、自主防災組織で作成していただいているということでもあります。

原子力災害の場合は、今度は津波が発生して、これによって事故が発生する。これにより、放射性物質が漏れていくということになりますが、これについては、時間がございます。半日なり1日なりの時間がありますので、その間に適正な行動をとっていくということでもあります。

大分の場合は、1番最短のところでは45キロメートルということになっておりまして、1番今考えられておりますのが、このプルーム、一時的なプルームの通過時の防護対策というのが必要になってまいります。

今、国のほうで30キロメートル圏外の防護対策というものを、今研究会等をつくって検討しているところで、この前、中間報告が出ておりましたが、30キロメートル圏外の場合は、1番有効なのが、屋内退避ということで、まずは屋内退避していただく。プルーム通過時は屋内退避していただいて、そのプルームが通過した後に放射線量をはかって、それでもまだ放射線量が高い場合は、一時避難という形で、何とか安全な場所に避難するという。基本は屋内退避ということで、仮にそのプルームが通過した後に放射線量が高い場合も、かなり時間が経過しているということになってまいります。そういったことで、かなり津波の場合とは時間の差があるということでもあります。

今、一時避難等の場所については、各市町村に紹介をしていただきまして、避難ができる場所、それから、その中でもコンクリート等でできた上屋、密閉性の高い場所、こういったものを一応洗い出して取り組もうというところがございます。

以上でございます。

佐伯廃棄物対策課長 産廃の周辺環境対策事業についてでございますけれども、これにつきましては、市町村や処理施設の設置者が行います道路の補修、それから、水源対策、集会施設の整備などに対しまして、これまで2分の1の補助を今年度まで行っておりました。やはり、県も負担をしながら、事業者として2分の1責任を負っていただくという形で実施をしてきておりましたけれども、実際のところ、費用負担が道路の整備等になりますと、非常に事業者の負担も大きくなるということで、なかなかこの補助金を活用する施設が少ないという原因等がございましたので、産廃の業者からいただいている産廃税を、より有効に活用しようということで、27年度から10分の8、10分の9.5補助という形で

実施をするように考えております。

10分の8については、これまで、先ほど言いましたように2分の1補助でなかなか事業者の負担が大き過ぎるということがございました。それと、残りの10分の2については、それなりの事業者の負担が必要だろうということで、市町村と事業者については、それ相応の負担をしていただくということでございます。

堤副委員長 10分の9.5というのは。

佐伯廃棄物対策課長 10分の9.5というのは、今年度からおおいた優良産廃処理業者の制度を設けましたけれども、優良業者については、負担を少なくしていくという考え方です。

堤副委員長 複合災害の問題で、結局、時間がかかると。それはもう当然、風の影響とか、そういうのでかなり違ってくるんだよね。そうすると、津波の場合には逃げなさい。しかし、原発事故の場合には屋内退避と。それで、非常に時間が幾らあったとしても、仮に津波があって高台に逃げても、そこにそういう密閉されたような屋内退避場所があればいいんだけど、ない場合には、その方々はプルームに浸ってしまうわけですよ。そういうふうな複合的なことの計画は、国の計画を待つんじゃなくて、県としても、どういう具体的な対策がとれるのかということは、具体的にやっぱり考えておかないと、今の答弁を聞いておって、時間があるから大丈夫なのかというふうな状況だと……。

富高生活環境部長 津波が来た場合、まず避難場所に直ちに15分以内に避難してください。それから、避難場所に一旦避難した後、それから避難所に移動することになります。避難場所は一時的な場所ですので、それから、避難所に行きます。避難所について、今、各市町村において、どういうところが避難所になり得るかということの洗い出しをしております。

その避難所の中にも、堅固なものもありますし、堅固でないものも——堅固というのは、いわゆる密閉性が高いという意味ですけれども、それはあります。

一方、今、堤副委員長がおっしゃるように、それと複合災害時の場合には、プルームがその避難所にいるときにもしかしたら来るかもしれないというふうな話、若干時間差はあると思いますけれども、そういった場合に、その避難所を今、決めておると、それから、原子力災害時のプルーム通過時の一時避難をするところの場所というものも指定しております。

そうしますと、そこはダブリといたしますか、同じ避難する場所でございますからダブリしているというふうな形になるかと思えます。したがって、避難所の中で、そういうプルーム、仮に通過時にでも、それが一時避難所、原発のほうのプルーム通過時の避難所として使えるのはどこかという洗い出しが当然必要になってくる。それを市町村にお願いしているところです。

堤副委員長 ぜひそれを、具体的な提起をしていただけるとね、もうこれも前から本当に心配しとったんですよ。なかなか計画そのものができていなかったものですから、ぜひそれはお願いをしたいというふうに思います。

さっきの産廃の関係だけども、確かにそういう道路補修、例えば、大分市で聞きましょう。野津原に産廃処分場がありますよね。野津原の中の道路を通過して、18トントレーラーとか行くんだけど、結構傷むわけですよ。ああいう中核市の場合の産廃税での使い

方というのは、具体的にはどうなるんですか。

佐伯廃棄物対策課長 産廃税につきましては、年間約2千万円ほど大分市のほうに出しております。それ以外に、周辺環境対策事業として、別途要望がありましたら、大分市もこの補助事業を活用できるということになっております。

野津原の件につきましては、また、27年度も若干要望が上がっているというふう聞いております。

堤副委員長 ぜひ道路補修は、緑が丘を通ると結構ひどいんですわ。だから、それは大分市から多分要請がなければ県が独自でできないでしょうから、そこらは協議をぜひしていただきたいなというふうに思います。

それと、同和の問題ね。これは820万円というので、ずうっと何年も続いておるわけですよ、早い話が。そうすると、確かに17%から15%に下がったといったとしても、やっぱり心の問題ですから、それはゼロになるなんていうことは、もう100%ないですから、これは。だから、そういう点では820万円という委託事業を、やっぱり下げていくというふうな方向性で、ぜひ今後は同じような数字で載ることのないようにしていただきたいと、これは強く要望はしておきます。

以上です、要望。

井上委員 5ページの9番、「河川における住民の主体的な活動を支援」と、これはもう既に、例えば、私が質問しましたように筑後川流域の中で、既に流域会議というのは、もう以前からやっているところがあるんですよ。そして、その結果の中で、こういうふうにしてほしいという要望が出ているにもかかわらず、全然、その対応ができていないということで、私から言えば、どうも今さらこういったことを、という思いがするんですよ。清掃とか、そういったものは、それは当然そういう意識が大事だということはわかるので。しかし、それを乗り越えて、もう既に流域会議の中で通してほしいという意見、そうした場合、仮にいろんな調査した場合において、いろんな結果が出て、これはこうしなきゃいけないとか出た場合、予算の対応について、皆さん、その後の対応について、どう考えるのかなど、いつも思うんですよ。このくらいの金じゃ、何もできないでしょうという感じなんですよ、私たちの目から見ればね。だから、もう既に問題点が出ているわけだから、その辺のところを何とか解決、そういう点をどういうふうに改善するかということ、ひとつこれは単なる清掃程度だろうとは思っただけけれども、その辺のところ、結果が出た後の対応についてどう考えるかということ等ですよ。

それと、これは直接予算には関係ないと思うんですけども、169ページ。もういつも思うんですけども、消防指導費の中で、これは自治消防で市町村に恐らく交付金が来ていると思うんですよ。団員の対応について、どのようにしていらっしゃるのか、いわゆる報酬ですよ。1団員の人からすれば、年間2万5千円とすれば、それは申しわけないんですけども、1年間、皆様の懇親会に1回で終わっちゃうんだよな、はっきり言って。それで終わっちゃって、もうそれで団員の皆様方、そうだよということ。

それと、各団長と役職については、団長の場合は年間50万円の報酬とか、いろいろそういうふうに対応してもらっていると思うんですけども、いわゆる交付金が的確にどのような形で使われているのかということ、県のほうも把握し、1番大事なものは、やっぱり現場ね。やっぱりこういう消防団の現場の人のほうの育成が大事なんですよ。ですから、

甚だ申しわけないけど、ほかにいろんな委託費とか、調査費とかつけるお金があったらね、私はこういった団員の皆さん方に、少しでもそういったお金を回して、少し報酬も高くして、団員の確保。それはもうやっぱり、ある程度報酬が少ないと誰も来ないだろうし、これだけするから来てほしいよという、もうちょっと現場主義に立った、そういう対応をしないと。ただ、図面だけでお金をいっぱい払い、そしてまた、委託費にほかの、どこか知らんけど、いろいろ払っていたよりも、あなたたちも具体的に言わないとぴんときないとと思うんだけど、私たちの願いとすれば、自治消防団の充実を図って、団員の確保をしてほしいというのがあるんで、要するに現場主義ですよ。もうちょっとその辺のところを、甚だ申しわけないんだけど、こんな緊急補助金100万円なんて、何に使ったら終わるの、会議で終わっちゃうじゃないですか。

もうちょっと何かその辺の市町村との連携というか、その辺を把握した上で県がどのように対応したらいいか、もうちょっと考えたらどうですかね。どうも私はいろんな委託費でほかのところにお金が行きそうなので、本当にこのほうが大事なんです。現場で一生懸命——現場を知っているんですよ。田舎で動くのは、もうそういう消防団しかいないんですよ。その人たちを確保せんでどうするんですか。私はそう思うので、その辺のところを直接予算には関係ないと思うんだけど、自主防災活動促進事業と16番に出ています、十分その辺の兼ね合いをして考えてほしいと思うんですが、部長どうですか。

齊藤消防保安室長 委員おっしゃるように消防団員の確保というのは非常に大切でございまして、私も各市町村、あるいは消防本部を回って、消防団員の処遇改善、それから、消防団員の確保、そういったことを再三にわたりお願いをしているところでございます。

それから、消防団の経費につきましては、もうご案内のとおりだと思いますけれども、地方交付税措置ということで措置をされておまして、来年からは若干ながら引き上げられるというふうに、国のほうも努力をしていると聞いております。

今回、予算に計上させていただいているのは、機能別消防団員です。なかなか基本団員の確保が難しいということで、少なくとも機能別消防団員を確保して、昼間の消防力の確保という視点から、導入する市町村においての装備品に対する支援ということで計上させていただいております。

以上であります。

江藤環境保全課長 豊かな水環境創出事業の予算なんです、日田市内においては、いろんな団体があって、既に活動を活発にやっているというのは承知しておりますが、今回、流域会議をつくったのは、玖珠や高森、小国、南小国とか、そういうところで、まだ生活排水というか、身近な排水対策とかが進んでおりませんので、そういうところに活動を広げて、上流から下流まで、そういういろんな水環境保全活動を広げていきたいということでこの予算を組んでおります。

井上委員 それで、いつも言うんだけど、要するにやり方ですよ。もう元から断たなきゃだめだというふうになると、やっぱりこういう河川があって、この主流、その辺のところの上の、例えば、ここに畜産施設があるとか、ここを的確にやられているのかな。そして、そのあれが下流のほうに流れると。そういうふうにやっぱり主流をもうちょっと調査したほうがいいと思うんですよ。それがなくて、ただ、調査ばかりしても。だから、図面でするにしても、筑後川がこうだとか、ああだとかいうことを図面を示して、こ

こら辺のところは問題があると、それは公表されない面もあるかもしれませんが、そういった協議が必要だと思うんですね。そういったものが目に見えないんですよ、はっきり言って。

私は常に出先の振興局に行って、そういう話ばかりするけれども、全くもってそういうのが、ただ、他県といろいろ協議してどうのこうのと、それは確かにいいと思いますよ。私たちもそれは熊本県とか小国とか、杖立川があるので、思いは十分よくわかるんだけど、もうちょっと中身を精査しながらやらんと、ただ、呼びかけだけで終わっちゃったら困るんだよね。そういうふうなところを十分やってほしいんだけど。

富高生活環境部長 今この4つの河川をモデル河川として指定しております。これは、流域の住民の皆さんが活動していく経費でございます、当然、この流域会議ごとに行政のメンバーが、それぞれ日田市であったら日田土木事務所、振興局、保健所、本庁のほうから公園・生活排水課、河川課、それから、内水面漁業がありますから水産振興課、漁業管理課、こういうふうに関係部局が全部、それぞれの河川ごとにメンバーを配置しております。

その中で、それぞれの河川ごとに問題点が上がってきた場合、それぞれの課で、その課題を抽出するというようになっておりますので、ここに記載されております予算だけで、この流域を、環境を守っていくという経費ではございません。それぞれ、公園・生活排水課であれば、この地域はもう少し生活排水対策を強化しなきゃいけないということで合併処理浄化槽の転換促進費用の予算を計上しておりますし、そういったことで、各部局が総合的になって、それを対処していくようにしております。

井上委員 啓蒙はわかるんですよ。ただ、啓蒙しても、そういう結果は既に出て、ここに原因がある。例えば、ご存じのように、三隈川で、きのう言いましたように死滅しているんですね。その水質悪化の原因をどうしたらいいかということですね。常にやっぱり連携をとって、もう話すだけじゃなくて、既にこういう結果が出ているんだから、今さらと私は思いますよね。ですから、十分その辺のところを、やることはいいですよ。否定はしませんけれども、もうちょっと目に見えるようなことを、連携とってやってほしいということ要望しておきたいと思います。

馬場委員長 消防のほうは地方交付税化されて、団員の報酬は上がるんですか。

斉藤消防保安室長 消防団というのは市町村の事業でございます、市町村に普通地方交付税が来ます。その中で、来年度、消防庁からの通知を見ますと、人口10万人の標準財政規模の団体で、現在、563人というところが、583人と、20人ふえるというふうに聞いております。ただ、実際の各市町村の消防団の実員数は、それよりもはるかに多いんですね。ですので、結局、それを配分すると薄くなる、各1人当たりの実額が。ですから、そういったことがないように、今、全国の消防主管部長会議の中で、実人員に応じた交付税措置をとるということで要望活動を行っております。

井上委員 あとは具体的に詰めます。お願いします。資料をください。

斉藤消防保安室長 はい。

原田委員 要望1つと質問を3つさせてください。

まず1つは、日出生台のことですけど、さっき富高部長から、きちんと説明がありました。ただ、この前、違う団体で申し入れをしたときに、いわゆる司令官は、事前に覚書を

熟知していたと。そうだったら、もう20時過ぎでの射撃訓練も確信犯だろうと、確信犯的行動だったんじゃないかなと思えるんですね。

そのときは県の対応として、きちんとやっぱり申し入れもしたということで翌日からなくなっただんじゃないかなと思うので、こういうことがもう起こらないように、何かあったら、すぐに申し入れをこれからもやっていただきたいということを要望としてお話しします。

3つの質問に行きますけど、まず1つ、防災ヘリコプターの更新事業ですけど、債務負担行為の15億円、ここの説明書の中にもあるとおり、緊急防災・減災事業債充当というふうに書いていますけれども、国からのいわゆる、交付税としてどれぐらいの割合で措置されるのかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、防災拠点の件ですが、これに係るんじゃないくて、大分県の広域防災拠点で大銀ドームの調査をして、いわゆる基本構想の中で、いろいろ幾つか整備が必要だと。例えば、電源、通信、給水関係とか、その広域防災拠点の整備はどうなったのかというのが1つ。

もう1点は、ここにはないんですけど、今年度から猫の去勢と避妊のほうの措置をして、来年度も引き続き予算措置をしているんですけども、実際、あのおとき、手挙げ方式で各自治体に呼びかけたと言われましたけれども、今年度の実績というか、どういふのを市町村がやられたのかということをお知らせを願いたいと思います。

以上、3点、質問をします。

齊藤消防保安室長 防災ヘリコプター更新事業の財源でありますけれども、緊急防災・減災事業債でございますけれども、充当率が100%、交付税措置が70%という起債でございます。

池永防災危機管理課長 広域防災拠点の整備でございます。広域防災拠点の整備の基本計画を今、作成しておりますが、これはもうほぼでき上がりつつあります。もう案の段階に入っておりますが、その中で、今後必要となっておりますのが、1つは非常用電源ということになっておまして、これにつきましては、今回の予算の中で約6千万円計上しております。

今後必要になってきますのが、今、委員のおっしゃられていましたように、防災行政無線、インターネット等の配線増設工事、それから、病院が使うパソコン等の整備、こういったものが必要になってまいります。

こういったものも今後、整備の中に出てくるということでございます。

河野食品安全・衛生課長 猫の避妊・去勢手術の助成ですが、来年度、増額の措置を行っております。

今年度の実績ですが、残念ながら、補正対応で実施した市町村はありませんでした。来年度は、現在、市町村と協議をした中では、4市町が実施する計画ということで聞いております。

原田委員 とよかぜの更新事業の件なんですけど、かなりの額の国からの充当もあるということを知ったときに、この間、ここに所管事務調査に行った際、どうしてもメンテの時期が必要になるという話をされていて、そのとき、簡単に言えば使えないわけですよね。そうなると、機体はやっぱり複数あったほうが、より安全かなというふう考えたもので

すから。命を救うヘリですから、ぜひ複数の購入も含めて検討したほうがいいんじゃないかなというのは思っております。

もう1点は、さっきの猫の去勢の話ですけど、今回、地元のほうで、別個の予算をつけながらやったと。その中で、いわゆる動物医の相談の中で、雌猫の場合、多くの場合は、もう既に妊娠していると。それを墮胎と言うんですかね、そういった部分でかなり不妊手術じゃなくて、また別のお金がかかるみたいになっていて、その件で動物医との話し合いをされているようなので、これからの実績を見ても、去年ありませんでしたけど、まず、ことしの実績を見て、増額を含めて、いわゆるこれからの各市町村の助成をぜひ進めていただきたいということを要望しておきます。

齊藤消防保安室長 委員おっしゃるように、防災ヘリコプターには耐空検査という検査がございまして、約2カ月間、運航できない時期がございまして。ただ、近県に、熊本県、宮崎県、鹿児島県、この4県で応援協定を締結しておりまして、その耐空検査の時期をそれぞれずらして、運航できないときには、隣県から協定の応援県が来て対応していただくという協定を締結しております。

深津委員 関連になるんだけど、とよかぜの関係で、これまでのふぐあいで飛べなかった件数的には年度ごとに大体どの程度あるのか。

齊藤消防保安室長 補修の状況としては、先ほど申し上げた耐空検査の時期が12月、1月、この2カ月間。あとは補修の中で大きなふぐあいがなければ、大体1日とか2日で修理ができる。ただ、大きなふぐあいがあれば、最長4カ月ほど補修にかかる。ただ、その際には、代替の部品を借りて、当面とよかぜに乗せて運航させるといったことをやっております。極力、飛行できない期間が短くなるような努力をしていると。

具体的に何件かというのは、ちょっと把握しておりません。今、ここで数字を持っていないので、お答えできませんけれども。

馬場委員長 後ほどでよろしいでしょうか。

原田委員 はい。

馬場委員長 では、後ほどまた資料を出していただければと思います。

原田委員 はい、結構です。

齊藤消防保安室長 濟いませぬ。維持管理の運航休止日数が、平成25年で97日の運行休止日数でございました、平成24年が72日ということでございます。

深津委員 その間、動けなかった間は、先ほど説明があったように、周辺の県との連携というのはスムーズにできたわけですか。

齊藤消防保安室長 県内のどこで発生したかによって、応援を熊本県、宮崎県、それぞれ近いところにスムーズに来ていただいております。

深津委員 逆にほかの県に大分からとよかぜが応援というか、そういう逆な場合というのは、件数的にはやっぱり同じぐらいですか。

齊藤消防保安室長 応援よりも受援のほうが多くなっております。受援で19件、それから、応援で七、八件。実際に宮崎県の高千穂のほうで、例えば、人が滑落したといったときに、宮崎県が何もできない場合に、大分県の防災ヘリが救助に行ったような事例がございます。

志村委員 私学振興のほうですけども、これはもう骨格というよりも、もうフルでござ

いますか。

波多野私学振興・青少年課長 今回、私学全体の予算は、骨格で計上させてもらっています。現時点では、肉づけでするものは、専修学校関係で、国のほうで研究事業なんですけど、専修学校の生活困窮世帯のほうに軽減措置ということで、国のほうが27年度にこれを予算措置するという事になっています。

現在、専修学校のほうに何名ぐらい、そういう方がおられますかということで、今、調査しております。それに関して対象者があれば、また、肉づけのほうで予算要求をさせてもらいたいというふうを考えております。

志村委員 ありがとうございます。

耐震化の件ですけれども、28年度で終了ということですが、28年度、あと何棟残って、予算はどのくらいですか。

波多野私学振興・青少年課長 現時点で、28年度につきましては改築が4棟残っております。それで、予算の予定としては、これが1億7,798万5千円程度を予定しております。

志村委員 はい、わかりました。これで予定どおり最終年度で100%ということでしょうか。

波多野私学振興・青少年課長 はい。

志村委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

馬場委員長 私のほうから1つ。原子力防災対策推進事業でモニタリングポストというのを出すということなんですけど、今、テレビで、阿蘇山の噴火の状況を示す、どのくらい、どちらの方向に風が来るかというような、天気予報みたいな形でやっている部分があると思うんですけども、こういう、例えば、プルームが来ると、どこを想定をしてこういうポストを設置するのか。

例えば、伊方がそうなのかもわかりませんが、例えば、玄海だとか、川内とか、そういうところも含めて風向きって、かなり可能性があるのかなというふうに思うんですけども、その部分の事業は、どこを想定してこういうことを取り組んでいるのか。

江藤環境保全課長 モニタリングポストの設置場所自体は、既存の原発施設等をベースにしているのと、風向風速計、大気環境測定器とかあるんですけど、そこで風向風速計があるとか、そういう観測体制が整っているようなところをベースに設置しております。

池永防災危機管理課長 距離を見ますと、大分の場合は鹿児島島の川内から155キロメートル、玄海からは100キロメートルくらいあるということで、伊方が1番最短のところ、45キロメートルということになりますので、主に想定されるのは伊方ということになります。

井上委員 6ページ、17のヘリコプターの16万3千円。大分県の全体としては、16万3千円、これはやっぱり予算を上げなきゃいけない状況なんですかね。そういうふうな金なら何か別な面で更新できるんじゃないですか。特別上げる理由というのは何ですか、16万3千円というのは。

齊藤消防保安室長 16万3千円の予算にあわせて、15億円の債務負担行為の設定をお願いしております。

井上委員 それが増額分ですか。

斉藤消防保安室長 いえ、その芽出しをするために一般財源として、事務経費として計上させていただきます。

井上委員 僕は思うんだけど、債務負担行為をすれば、既にもう予算が通ったというふうな、当然、そういう行為だと思うんだけど、私が1番心配するのは、その負担行為の中身がちゃんと予算審議の中で債務負担行為の場合、中身まで議員が言わないでも、債務負担行為が出ているから、予算はもう既に議決済みみたいな感じでやっているんで、それしかないもんだから、中身を精査できないんですよ、私たちからするとね。なかなかそういう機会がないの、債務負担行為で、もう全部それが流されちゃうから。だから、十分、その約15億円の中身をびしゃっと精査しないと、やっぱり債務負担行為で終わっちゃって、予算がどのように使われているか、ちょっとやっぱり皆さんも厳格に見る必要があると私は思う。債務負担行為で流されたら、私ら議員も困るんだよ。

斉藤消防保安室長 防災ヘリコプター更新の後継機の選定に当たりましては、自衛隊、警察本部、消防長会、そういった方々からの必要な機能、必要な性能、そういったものを広く協議するために更新検討委員会をつくって、その中で、今、協議しているところでございます。

井上委員 これもまた後でまた。改選があるけん、何とも言えんけど。

馬場委員長 よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第33号議案食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

河野食品安全・衛生課長 議案書の258ページ、第33号議案食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の9ページをお開き願います。

資料の上の欄ですが、本条例は食品衛生法に基づき、食品事業者に対して、営業の施設の内外の清潔保持等の衛生上講ずべき基準を定めております。

その下、改正の目的の1点目としましては、食品の安全の向上のため、危害分析・重要管理点、通称HACCP（ハサップ）と呼ばれる手法を取り入れ、普及させていくことです。

下の10ページをごらんください。

今回導入しようとする危害分析・重要管理点、通称HACCPの内容ですが、中ほどの絵をごらんください。原料から製品までの製造工程に沿って、食中毒菌付着などの危害の発生しやすい場所の分析を行い、その場所を重点的に管理することにより、危害を除去し食品の安全性を担保する手法でございます。この方法は、国際的な衛生管理の手法となっています。

恐れ入りますが9ページにお戻りください。

資料中ほど、改正の目的の2点目としましては、現在県でも、魚や食肉等の食品を輸出する動きがあります。輸出に向けた取り組み強化のため、外国から求められるHACCP

の導入を定めるものでございます。

3点目としましては、一昨年冬に発生した冷凍食品への農薬混入事件のような事案について迅速に対応するため、食品事業者が入手した健康被害につながるおそれのある情報等について、保健所への情報提供を定めたものです。

中ほどの改正の内容をごらんください。

今回の改正では、現行の基準を残し、右側に危害分析・重要管理点方式を用いる場合として、HACCPチームの編成やプランの作成、モニタリングの実施などの基準を定めるものです。現行の基準についてですが、中ほどの囲みの中の米印のように表現の明確化を行います。食品の取り扱い以外の項目についてはどちらも同じ基準となっています。

下の段、新設をごらんください。

食品による健康被害防止を迅速に行うため、食品事業者が速やかに保健所に報告することを新設しております。

施行日は、平成27年4月1日を予定しております。

第33号議案に係る説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 これは食品の製造工場の衛生管理で、具体的には、仮に大分県で言えば、どういう企業が該当するんですか、この食品衛生法の関係で言うと。

河野食品安全・衛生課長 1点目はHACCPを導入して輸出につなげようという場合は、菓子とか、食肉製品とか、それから、そういうふうな加工品。水産食品につきましては、外国との協定の中で、別のHACCPの手法が必要になりますので、それは実際もう取り入れてやっております。

その業態についてですが、数自体は、これからという形になりますので、実際にこの場で何施設というところまで把握しておりません。

堤副委員長 ということは結構大規模な製造工場という概念で——小さいところは輸出しないということはないんでしょうけれども、そういうふうな考えでいいんですか。

河野食品安全・衛生課長 輸出しなくても、この手法というのは、生産現場で四、五人でやる方でも、原料から製品の間管理をしますので、そういう方が、この危機管理法を取り入れると言え、それは選択方式なので取り入れることはできます。それについて、保健所はまた、技術的助言とか、立入調査をしながら助言をしてまいりたいと考えております。

堤副委員長 結局、そのHACCPに基づいて、これだけ厳格にすると。確かにこういう形をしていけば、農薬の問題とか出てくると思います。やっぱりこの前もちょっと聞いたんだけど、結局、異物の混入の問題が、やはりそれ以外のところは結構出てきたりする可能性はあるわけですよ。そういうところは従前のやり方で指導をするのかというのは、そこらはどうなんですか。

河野食品安全・衛生課長 異物の混入に対しても、保健所が現地に行くと入るときは、その製造工程で、どこの部品が入りやすいとか、どういう作業のときに、その作業従事者から入りやすいかとかいうふうな、このHACCPの考えとほとんど同じような形で説明しますので、事業者もその流れに沿って、ここは注意するべきだということで、作業着を

かえたりとか、点検の中でボルトの締め直しを毎日、作業前、作業後に確認するとか、そういうふうな対策がとれるようになります。同じような考えで進めております。

堤副委員長 給食センター等で混入されとったんだけれども、それは結局、原因究明と、その対策というのは、具体的にはどういうふうな形でされるのか。

河野食品安全・衛生課長 まず異物がどこで出たものか、まず、発生原因をその中から探っていきます。納入する時点でも入っていれば、その前の委託業者や納入業者にさかのぼって立ち入って指導してまいります。

給食場で異物が入ったような場合であれば、その釜とか、機材の点検の中ではがれて落ちたとかいうこともありますので、そういうふうなものについては、保守状況を確認して、日々チェックをするようにというふうな形で、ポイントが絞られてきますので、それについて指示していくような形です。

堤副委員長 過去起きた、実際に混入されたのが報道されたじゃないですか。それについては、もうちゃんと原因究明はできているんですか。

河野食品安全・衛生課長 保健所が関与していている分については、ほぼできたと考えております。一部、やっぱり発生原因がわかりにくい部品というのもありますので、そこはわからないと思います。

原田委員 これ、調べたらHACCPマークというのが、もう既にできていると、いわゆる認証制度ができていると聞いたんですけど、こういったことをやった工場については、そういった認証を受けるように県としても推奨していくということでしょうか。

河野食品安全・衛生課長 HACCPにつきましても、民間認証制度も出てきております。いっぱいあります。そういうふうな機関が認めたHACCPができている施設は、それで認証しております。これ自体は、食品の法的体制の中で、ちゃんとHACCPをやる制度ができていますよという形で、体制的に示すもので、民間の認証制度を必ずとりなさいということ推奨するものではありません。考え方は、推奨します。

志村委員 直接は関係ないんだけど、食品衛生法の中で、宗教上、いろいろ食に制限があるところがありますよね。豚肉を食べないとか、包丁の使い方1つも制限をされるとか。これはどこで管理をされているんですかね。

河野食品安全・衛生課長 どこで管理というか……。

志村委員 例えば、輸出するときには、当然その相手国については制限があるでしょうけれども。

河野食品安全・衛生課長 ハラルとか、そういうふうな輸出していく国で、豚肉を使ったらだめとか、そういうふうなことにつきましては、相手国と厚生労働省との間で、どういう制度があるかというふうな形で、その相手国が求める制度が管理されているかどうか。相手国がチェックしに来て、それで審査が通ればできるというふうな形になります。

志村委員 大分の食肉処理場ができますよね。だからあそこがヨーロッパスタイルが可能だとかいう、そういう話ですけれども、それは多分ヨーロッパじゃない国でも、制限のあるところがあるのは、それは向こうからの視察を任せるだけですか。それを要するに法的に縛るといえるのか、違反した場合、どうなるかということも含めて。

河野食品安全・衛生課長 犬飼の畜産公社におきましては、対米、対EU向けの設備をつくるようにしております。これの認可は、厚生労働省が施設を認めて、その大もとになる

のはアメリカと日本が協定した要綱に基づいてその施設ができているかどうか。

運用後は、年3回ですか、地方厚生局が査察に入って、年1回アメリカから査察が入ります。そういうふうなときに、HACCP、その手順書どおりやられていない、管理ができていないということになりますと、それを改善させるために、出荷が停止されるとかいうふうな措置もとられるようになります。

志村委員 そういう意味でこれは大事だということですね。よくわかりました。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、付託外案件の審査に入ります。

陳情49人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し、処罰する法律の制定を求める要望について、執行部の説明を求めます。

河野審議監兼人権・同和対策課長 それでは、陳情49人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し、処罰する法律の制定を求める要望について、説明いたします。

お手元の陳情文書表の1ページをごらんください。

陳情にあります人種差別をあおるヘイトスピーチについては、近年マスコミや国会などでも取り上げられているところでございます。主に東京や大阪で行われていますが、大分県でも平成25年10月20日にトキハ前交差点で在日特権を許さない市民の会によるヘイトスピーチが行われました。

特定の外国人を排斥し、差別を助長する趣旨の言動が公然と行われるなど、外国人等をめぐる人権問題について憂慮すべき状況にあると考えています。このため、県では国に対して法による対応も含め、実効性のある対策を講じるとともに、啓発活動の充実などの取り組みを強化するよう全国知事会や全国人権同和行政促進協議会を通じて働きかけてきました。

また、国連の人種差別撤廃委員会などからも政府に対してヘイトスピーチへの対処が昨年勧告されているところでございます。

国は、人種差別撤廃条約第4条(a)、(b)の留保を行っており、ヘイトスピーチの法的規制の問題に関しては、憲法の保障する集会、結社、表現の自由等を不当に制約することにならないかなどの理由により留保することとしています。ヘイトスピーチの現状につきましては、実態をよく観察していくと同時に現行法の中でしっかりと対応していくことを基本とし、広報活動を通じて社会全体の意識を高めることに力を入れていくこととしています。

なお、公共施設等での利用制限については、それぞれの設置条例や利用規則などにおける許可の基準に基づき適切に許可がなされるものと考えています。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 そのヘイトスピーチについては大問題だけれども、人権・同和対策課として、

人権に対するヘイトスピーチ対策について、具体的にどのような対策をとっているんですか。
河野審議監兼人権・同和対策課長 この問題につきましては、既に政府が啓発活動に着手をしております、ポスターだとか、いろんなチラシ、こういったものを各都道府県、市町村あたりに配布をしております。

本県といたしましては、そういったポスターなどを掲示したりとか、チラシを配布するというような啓発活動をこれからも行っていくということでもあります。

堤副委員長 さっき在特会が大分市で宣伝したというようなお話を聞いたわけですがけれども、チラシ等の配布、具体的には県として、どういう形でまいてきたの。

河野審議監兼人権・同和対策課長 実は国の対策はつい最近始まったばかりでございまして、ポスターもつい先月の終わりか、今月の頭ぐらいからですので、これからそういう活動をやっていくということでございます。

堤副委員長 はい、わかりました。

原田委員 さっきの在特会のあれですけど、もう Y o u T u b e で流れていますよね。それを見させてもらったんですけども、あれはやっぱり警察の許可を取っていたんでしょうか。その辺は、わかりますか。

河野審議監兼人権・同和対策課長 一般的にはそういうふう聞いておりますが、確認は私どもではしておりません。

原田委員 これからそういったときに、許可を申請したとき、出すのか出さないのか含めて、皆さん方の所管じゃない、県警の所管になるんでしょうけど、また論議が出てくるんだろうなと思います。

馬場委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないのでこれで終わります。

執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

池永防災危機管理課長 大分県国民保護計画の変更についてご説明いたします。議案書では306ページですが、変更内容につきましては本日は委員会資料の11ページでご説明申し上げます。

本県の国民保護計画は、平成16年6月の国民保護法の成立を受け、平成18年2月に策定したもので、外国からの武力攻撃やテロ攻撃等に際し、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処等、国・県・市町村が協力して住民を守る仕組みについて規定しています。

国民保護計画は、地域防災計画との整合性を確保する必要がありますが、東日本大震災後に、原子力災害対策を新たに盛り込むなど地域防災計画を大幅に修正したことや、昨今の国の国民保護基本指針の変更等を踏まえ、このたび計画の変更を行ったものです。

変更にあたっては、国民保護協議会委員への諮問、国との協議などを経て、このたび国民保護法第34条の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

今回の計画変更の内容ですが、資料左側の計画の体系に沿って、右側に今回の主な変更点を記載しております。

まず、右枠1番上の広域応援体制の追記でございます。

国民保護事案を相互応援の対象に含めた協定が新たに締結されたことを踏まえ、2つの協定を追記したところでございます。

次に、県国民保護対策本部の見直しでございます。

地域防災計画における災害対策本部の組織体制については、東日本大震災の教訓を踏まえ、迅速かつ効率的に各種災害に対応するため、平時の部局別の体制から災害時の業務に即した目的別の部局横断編制へと見直しを行いました。国民保護対策本部体制につきましても、これに準じて見直しを行ったものでございます。

次に、大規模集客施設等の滞在者の避難対策の新設でございます。

国の基本指針の変更を反映し、大型商業施設等の大規模集客施設や空港等の旅客輸送関連施設について、施設管理者等と連携し、滞在者への避難措置等が円滑に実施できるよう必要な対策を講じることを新たに盛り込んだものでございます。

残りの3点は、いずれも原子力事業所等の破壊や核兵器による攻撃があった事態における、原子力災害対策の拡充に関するもので、県の地域防災計画に新たに盛りこんだ原子力災害対策の内容や国の基本指針の変更を踏まえて、有事の際の市町村等への通報連絡体制や環境モニタリングの実施、スクリーニング及び除染の実施について、新たに加えたものでございます。

以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 生活環境部として保護計画等々を管理・集約しているだろうけれども、そうすると、県警との情報の提携とか、自衛隊とか、いろいろとされていると思うんだけど、それは組織的な体制と、それに対して武力攻撃云々ですから、他国からの侵略だとか、テロだとか、いろいろ考えているだろうけれども、そこら辺は、これは県警だと思うんだけど、警備体制について、生活環境部とは連携か何かあるんですか、そこら辺。

計画だけつくって、あとは県警とかの実行部隊という、そういうすみ分けになっているのかなというところで。

池永防災危機管理課長 この計画変更におきまして、国民保護協議会の幹事会で、内容について協議をいたしました。この中にはメンバーに自衛隊とか、警察等が入っているところでございます。

実は、昨年11月に、国民保護の実動訓練、大規模なものを国と共同で実施いたしました。これは大分駅、それから、パークプレイス、大型商業施設、ここでテロが起きたというような想定でやりました。

このとき、自衛隊とか、警察等と連携しながら、現地対策事務所等も、自衛隊等に入っただいて、連携をとりながら対応するということの訓練をしたところでございます。

堤副委員長 スポーツ公園でやった、あれが具体的な行動で、ずうっとやったの。そこら辺、訓練の結果というか、成果というか、そういうのは何かまとまっているんですか。

池永防災危機管理課長 はい、この訓練のまとめはしたところでございます。

それで、DVD等も作成しましたので、また、これは見ていただきたいと思っております。また、お持ちしたいと思っております。

馬場委員長 では、ぜひいただきたいと思っております。

深津委員 この国民保護計画を作成するに当たって、いろんなご意見があったと思うんですね。その意見を出し合って、この計画書をつくった経過、経緯は具体的に今、県はいつ

ごろから始まって、何回ほどそういう審議会をして、どういうメンバーでされたのか、それについて説明をお願いします。

池永防災危機管理課長 今回の変更につきましては、この三、四年で地域防災計画等を変更したもの、それから、国等の指針がございますが、こういったものを変更したものを今回、まとめる形で変更させていただきました。

これにつきましては、庁内のいろんな課との連携がございますので、庁内との連携を昨年頭ぐらいからとりまして、その後、この国民保護協議会の委員会というのがございますが、今回、幹事会の中で集まっていただきまして、約50名ぐらいの委員でございます。これは警察とか、消防とか、関係機関が入っております。この幹事会の中で諮りまして、国との協議を一昨年秋ぐらいから何度も重ねました。これを経まして、最終的に昨年、これは国民保護協会の保護計画の変更というのは、いろんな県でも常時行いますので、これが国と協議を何度もいたしまして、国に諮り、閣議決定をいたしまして、これが11月であります。その中で決定がされたということでございます。

深津委員 関係団体というふうに解釈すると思うんですが、私が1番言いたいのは、やっぱり机上の計算といいますか、机の上で計画をつくるということも一部はいいかもしれませんが、しかし、現実にはやっぱり違う部分が私は多いと思うんですね、現実には。そういう思いを込めながら、やっぱり計画をつくる時には、可能性の高い計画をつくらないと、絵に描いた餅で終わってしまうということも十分あり得ますので。

と、同時に、これから子供たちが、やっぱり社会を担う大きな役割を果たすと思うんですが、例えば、PTAの関係とか、一般の方は協議会のメンバーに入っておられるのか。

池永防災危機管理課長 基本的には関係機関ということになりますので、例えば、先ほど言いましたように、自衛隊とか消防とか、そういったもの。それから、市町村等、こういったところがメンバーに入っております。

具体的にちょっと挙げてみますと、指定地方行政機関でありますと、例えば、防衛局、それから、税関、財務局、労働局、農政局、気象台とか、海上保安庁とかが入ってきます。あと、自衛隊等ですね。

それと指定公共機関ということで、九州旅客鉄道、西日本電信電話、日赤、日本郵便、日本銀行、日本放送協会、日通、九電、それから、国道九四フェリー、トラック協会ですね。あと、放送事業者等が入っております。

あと、民間としまして、消防協会、それから、大分県社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センター、それから、看護科学大学、大分県婦人防火防災クラブ、こういったものが入っております。あと、老人福祉施設協議会、こういったものが民間では入っているところであります。

深津委員 そのメンバーはいろんな角度から入られていると思うんですが、私が1番心配しているのは、この計画書の中の、いろんな見えない部分。例えば、有事の際の問題とか、災害――原発とか、または地震、津波、そういう問題も含めておられると思うんですが、じゃあ、有事という問題が、今、非常に国の流れの中で、国民、多くの県民、多くの方が、やっぱりある意味では心配をしていると、そういう部分については、これを織り込まれているんですかね、具体的に。

池永防災危機管理課長 有事をどういったものを想定するかというので、この計画の中で、

こういったものを武力攻撃事態と想定しますというのは入れております。

訓練のときも、こういった攻撃に対して、こういった対応をするというようなシナリオをつくりまして、今回の訓練をしたところでありまして、これは図上と実動という形で、毎年また訓練をしていきまして、また、こういったものを反映させていきたいと思います。

深津委員 私は有事は余り好ましくないというふうに思っており、できればないほうがいいわけだから。しかし、国の流れの中でそういう心配があるだけに、あんまりひとり歩きをするように、有事ありきで進めることのないように、ぜひその点、頭に入れた上でやっていただきたいなと強く要望しておきたいと思います。要望で終わります。

井上委員 深津委員の関連ですけれども、いわゆる机上の計算ではだめだと私も思って、通信関係が途絶えたらどうするんですかね。そして、もっと、途絶えたときにどうするかという、その辺のところはどこか出ていますかね、ちょっとわからん。

例えば、こう思うんですよね。途絶えたときには、もうそこに行けないんですよ。行けないときには誰が連絡とるんでしょうか。現状がどうなっているかということは、その人1人じゃわかんないんでね。どうしてわかる方法があるといったらね、いつも私は言っていたんですけれども、いわゆる緊急ヘリを飛ばして、すぐ市町村にその情報を流すということは、上空からいわゆる撮影をして、その情報をすぐ関係機関に流すということが、僕は必要だと思って、いや、もうそれはもう自衛隊が対応するからいいですよという思いだろうと思うんですが、だから、結局は、その情報は遅いんですよ。その辺のところをどうするかということが1番私は基本だと思う。だから、何か起きたときに、上にヘリコプターを飛ばして、すぐ現況を知らせる。そうした場合、自分はどういう行動をしたらいいか、ちょっと途絶えちゃったら、これはもう机上だから、何も今のところ、どこ行け、どこ行け、集まれというのはすぐわかるでしょう、要するに。ところが、そこがやられたときに、どうしたらいい、行けるのか行けんのかというのは、実際そこにおる人はわからないんですよ。それをわかるためにはどうしたらいいかということは、緊急のヘリを飛ばして、上から撮影した、その撮影したやつを即、市町村なり関係者に流すことが私は必要だと思うんだけど、違いますかね。

富高生活環境部長 お手元に国民保護計画の冊子がございますので、30ページに記載しております。

井上委員 それができればいいですよ。

池永防災危機管理課長 通信の確保ということで、非常時の通信体制の整備、それから、県警における通信の確保、こういったものをあの中で定めております。あと、市町村の通信確保ということで、こういったものを内容の中に盛り込んでいるところでございます。

それから、66ページに、伝達の方法、どういうふうに伝達していくかということも盛り込んでいるところでございます。

それと117ページの被災情報の収集ですね。こういったものについても入れております。

井上委員 的確に早く素早くやってもらえばいい。そういう手法について、具体的に一般の方あたりにもわかるように説明しないと、言葉だけではどうもなかなか理解しにくい面がある。やることはわかるんですけどね。その辺のところを頭の真ん中に置いて、ひとつ今後も検討していただきたいと思います。

馬場委員長 要望でよろしいですか。

井上委員 はい、大丈夫です。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かございませんか。

堤副委員長 せっかくだから、さっき日出生台の話があったときに、結局、その訓練は終わったんだけど、今後の計画については、離県は聞いているんだけど、この土日を挟んだ動きとか、そういうのは情報としては入ってきているんですか。

池永防災危機管理課長 離県情報というのはこの前一緒に入っております、18日に本隊の第1隊が出て行きます。19日に本隊2、これが日出生台を出る。20日の日に、最後の後発隊といいますか、最後の部隊が20日に出て行くということで、20日で、全部が終結するということになります。

堤副委員長 いやいや、それは知っているの。その前、つまり、終わった後、よく米兵がいろいろ行くじゃないですか、慰問したりとか。そういう情報は県に入ってきているの。

池永防災危機管理課長 これにつきましては、地元で交流というような、それから、バスツアーをやるという情報は入っておりますが、これにつきましては、プライベートの行動であるということで、公表しないということになっております。

堤副委員長 その公表しないということで、今までいろんなケースで、どういうところに行くよと、幼稚園に行ったとか、いろいろしているよね。この公表しないというのは、ことし、去年ぐらいから。

池永防災危機管理課長 これについては前回もしております。

堤副委員長 だから、その公表しないことについては、県とすれば何かアプローチしたんですか。

富高生活環境部長 実弾射撃訓練の演習に関することは、これまで、いろいろ情報公開、近年後退だという、県もそういったご指摘も受けております。我々としては、できる限りの範囲で皆様方に、関係する方々にお知らせしてきたところでございますが、訓練が終わってからの、いわゆる地域活動であったり、文化ツアー、文化活動といいますか、大分を知っていただくといいますか、そういったところで、県内の場所を回っているというふうなことは、この演習そのものに関することではございませんので、演習以外に係る、そういった隊員の皆様方の移動については、九州防衛局が責任を持って米軍の皆さんの引率という意味じゃないでしょうけど、責任を持って対応に当たるということでございますので、特段県のほうから、これについてはどうしてほしいということは考えておりません。

堤副委員長 数年前、都町でかなり騒動を起こしたりとか、いろいろしましたよね。そして、九防が米兵の後ろについて行ったり、そういうふうなことというのは、県民とすれば、やっぱり心配なわけですね。そういうふうな行動が、具体的にどういうふうな中身でやられるかということは、私はその訓練が終わって、離県するまでが本来言うと、彼らなりの訓練ですから、だから、そういうときはそういう情報も九防を通じてつかんで、やっぱり県民には情報開示をしたほうが、そういう意味ではいいと思いますよ。ぜひそれはしてください。いかがでしょうか。

富高生活環境部長 先ほど申し上げたとおりで、訓練以外に関することにつきましては、九州防衛局が責任を持って対処するということをございますので、私どものほうからこの件につきまして、九州防衛局に対して、この訓練に関する情報のような形で、開示を強く要請したいというふうなことは、県で今のところ考えておりません。

馬場委員長 関連して。3年ぶりの訓練だったと思うんですけども、3年前の訓練と、今度の訓練との違いといいますか、その辺があったような気がするんですけども、その違い。また、来年もということになりますので、これからその違いを含めて、どういうふうな、国の、または、米軍のことになるかと、なかなか協定、覚書を結んでいるのは、大分県ぐらいという状況もあると思うんですけども、今回の訓練を踏まえて、来年の訓練に向けて、どのような取り組みとかいうところを考えていらっしゃるのか。

富高生活環境部長 まず今回、訓練の内容それ自体にかかわることで、訓練初日に、ああいった形で覚書が遵守されないような、20時30分まで実弾射撃があったという実態がありましたけれども、その後、強く申し入れをし、九州防衛局としても文書で申し入れ、そして、機会あるごとに、毎日、司令官に対して、その時間遵守ということ、毎日毎日徹底的にそれをやっていただきました。

まずは、これをきっちり今後も覚書の趣旨を周知徹底していただき、そして守っていただくようにするということが、地元の方々の御協力を得られるということの前提だろうと思います。

そういう意味では、前回の訓練がございまして、その後、初日にありましたけれども、その後、覚書が守られたことは、一定程度、その実効性が確保されてよかったなど。次年度以降、来年も訓練が実施されるのであれば、それはぜひ覚書は引き続き守っていただく。

2点目は、今回、いろいろな方から情報公開の後退ではないかというふうな、こういったご懸念の声もございましたけれども、私どもとすれば、できるだけ九州防衛局に対してもセキュリティの問題、それはそれなりの米軍あるいは九州防衛局の事情もあるかもしれませんが、我々は県民目線に立った上で、やはり公開できる情報をきっちりしていただきたいと思います。

我々県としては、県で独自に入手した情報であるならば、責任を持って県の判断で、できるだけお知らせしてまいりたいと思っております。

訓練の射撃時間については、前回と比べて短くなっておりますが、情報公開については、これから努力していきたいというふうに思っております。

馬場委員長 はい、ありがとうございました。

堤副委員長 ちょっと今の問題で、今度の演習が終わって、ローカルネットが調べた砲弾数が千発を超えているじゃないですか。過去最高という、そういう砲弾数について、県としては、訓練の拡大につながらないかなと私は思うんですけども、そこら辺の認識はどうされるんですか。

富高生活環境部長 訓練の内容につきましては、協定書の中でどういう訓練をすると、人員が何人で、それから、車両は何台で、それから、砲門数は何台、りゅう弾砲は幾らというふうな規定がされておまして、実弾数といいますか、射撃の数そのものは、協定書の中で規定されていることではございません。

何分、訓練の実際の中身にかかわることをございますから、実弾数が多い、少ないとい

うのは、それは生活環境上の配慮ということになれば、それは少ないにこしたことはないんでしょうけれども、地元の方々にとってみればですね。ただ、それをもって、協定書に違反しているとか、どうだこうだということは、もともとそこは訓練ですから、協定書で規定しているところではないんです。私たちは、拡大しているかどうかというのは、射撃時間でありまして、あるいは車両がふえたとか、訓練期間が非常に長くなったとか、そういったことで判断したいと思っております。

堤副委員長 地元の人たちが、非常に耐えがたい状況と、やっぱりそうだよ。数分間に何十発も撃つわけだから、それが大分にまで地響きが来たという情報もあるくらいでね、それは地元に住んでいる人はすごいわけです。日常生活を阻害されてしまうわけだから、そういう点は、やっぱり日常生活は大変だということで、そういう様子は、私はちゃんと九防を通じてやるべきだというふうなことは思うんだけど、ぜひそれはやっていただきたいというふうに思います。

富高生活環境部長 我々は協定書と覚書を遵守していただきたいということは、しっかりと申し入れます。

馬場委員長 よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにないようですので、ここで私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔富高生活環境部長挨拶〕

馬場委員長 それでは、これもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。

〔生活環境部退室〕

午前 11時48分休憩

午後 1時00分再開

〔病院局入室〕

馬場委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本日は、委員外議員として、麻生議員が出席されています。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆さまにお諮りいたします。

委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

本委員会の円滑な運営のため、委員から、特に個別にご異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、委員長に一任いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては、私にご一任いただきます。

委員外議員の皆様をお願いします。

発言を希望される場合は、各付託議案、または諸般の報告などの区切りごとに、委員の質疑、討論終了後、挙手の上、私から指名を受けた後に、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にご発言願います。

なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、委員外議員の皆様には、あらかじめご了解をお願いします。

これより病院局関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査に入ります。

第13号議案平成27年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。
坂田病院局長 病院局に関してご審議いただきます議案は、第13号議案及び第34号議案でございます。

まず、第13号議案平成27年度大分県病院事業会計予算につきまして、ご説明いたします。

議案書では69ページからになりますが、本日は、お手元にお配りしました福祉保健生活環境委員会資料に沿ってご説明させていただきます。

それでは資料の1ページをお開き願います。

まず、1番目、一般会計負担金につきましてご説明いたします。

この負担金につきましては、県立病院が行います、がん治療部門や救命救急部門など、高度・専門、特殊医療等の不採算部門の運営や、施設・設備の建設改良に充当いたしました企業債の償還に必要な経費などについて、地方公営企業法に基づいて一般会計が支出するものでございます。

27年度予算額は太枠の囲みにありますように13億8,959万1千円となり、26年度と比べ7,086万5千円の減額でございます。

増減要因としましては、右側の備考欄にありますとおり、建設改良にかかる企業債償還金の減などがございます。

続きまして、2番目、病院事業における26年度当初予算との比較の概略でございますが、27年度の収益的収支予算は、太枠の囲みにありますように、収益が145億8,700万円、費用が144億5,400万円を予定しております、単年度損益は1億3,300万円の黒字予定となっております。

下段の資本的収支予算につきましては、収入13億2,600万円に対しまして、支出は24億3,700万円を予定しております。

収入、支出とも、26年度と比較しますと増加する予定でございます。

2ページ目をお開きください。

先ほどの収益的収支、資本的収支につきまして千円単位で記載しておりますが、詳細につきましては、4ページ以降でご説明いたします。

3ページ目をごらんください。債務負担行為額についてであります。

まず上段の大規模改修工事についてですが、全体事業費として39億7,192万6千円を予定しております、27年度に5億9,300万円の予算計上をしておりますので、債務負担行為額は33億7,892万6千円としております。

大規模改修工事の概要につきましては、後ほど7ページでご説明いたします。

もう1つの病院総合情報システム更新事業は、これはいわゆる電子カルテの更新になりますが、全体事業費として12億円を予定しております、27年度に2億円の予算計上をしておりますので、債務負担行為額は10億円としております。

なお、27年度については、パソコンなどの機器購入を行う予定であり、更新後の電子カルテ稼働は平成29年1月を予定しているところです。

それでは4ページ目をお開きください。

27年度予算案の概要についてでございます。

まず、収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益についてご説明いたします。

左側の表になりますが、項の欄、医業収益は、入院収益、外来収益、室料差額収益などの合計となり、小計の欄にありますように132億9,387万9千円を見込んでおります。

入院、外来患者数や、単価につきましては、26年度決算見込みをもとに算定しておりますが、入院延べ患者数は14万8,625人、単価は6万4,630円、外来延べ患者数は19万9,770人、単価は1万7,643円を見込んでおります。

次に、項の欄の医業外収益につきましては、受取利息や、国、一般会計からの補助金、冒頭でご説明いたしました一般会計からの病院事業に対する負担金を含めた負担金交付金、その他医業外収益を合わせまして、表の右側、小計の欄にありますように12億9,109万2千円を見込んでおります。

その他に、過年度損益修正益などの特別利益を加え、病院事業収益は表の右側の1番下の合計の欄にございますように145億8,697万1千円を予定しております。

次に、5ページをごらんください。

(2)病院事業費用についてでございますが、まず左側の表になりますが、項の欄、医業費用につきましては、職員の給与費、薬品費等の材料費、委託料や光熱水費等の経費、施設や医療機器等の減価償却費などございまして、表の右側の上段の小計の欄にございますように142億7,016万6千円を見込んでおります。

また、項の欄、医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費や消費税及び地方消費税などの合計となりますが、小計の欄にございますように1億8,189万5千円を見込んでおります。

これに特別損失を加えまして、病院事業費用は右の表の1番下、合計の欄にありますとおり144億5,406万1千円を予定しております。

次に、6ページ目をお開きください。資本的収入及び支出についてでございます。

まず、(1)の資本的収入は、左の表になりますが、項の欄にありますように、企業債、負担金で構成され、企業債は6億6千万円、医療機器整備と企業債の償還に充当する他会計負担金は6億6,556万6千円を予定しており、合計は13億2,556万6千円となっております。

また、右の表(2)資本的支出は、項の欄、建設改良費と企業債償還金で構成され、建設改良費のうち、資産購入費は、医療機器整備などに支出するための費用4億円と、先ほど説明しました電子カルテの更新費用として2億円の計6億円を予定しております。

高額な資産購入としては、議案書は72ページになりますが、第11条重要な資産の取得にも記載しておりますとおり、核医学診断装置の導入を予定しております。

その下の改築事業費は、大規模改修工事費、その他修繕工事費として合計6億4,435万円を予定しております。

そして、企業債の償還元金である企業債償還金が11億9,272万1千円を予定しており、資本的支出を合計しますと24億3,707万1千円となります。

表の枠外、左下に記載をしておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、これまでどおり過年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填することとしております。

続きまして、7ページ目をごらんください。

大規模改修工事の概要につきましてご説明いたします。

まず、1の改修計画でございます。

県立病院につきましては、既に築後22年を経過し、特に老朽化した給排水や空調設備のリニューアル等が必要なため、平成24年度から調査及び設計を進めてきましたが、いよいよ大規模改修工事を27年度から31年度までの5カ年をかけまして実施する予定としております。

工事費総額は、先ほど債務負担行為額で説明したとおり、約40億円を予定しております。

次に、2の改修イメージでございますが、入院及び外来患者の診療への支障を極力生じさせないこと、病院収益への影響を最小限とすることを方針として掲げております。

具体的には、右の位置図のとおり、正面玄関側に2階建ての増築棟を新築し、そのスペースに本館9階機能を一時移転させることにより、病棟移動を可能とし、各階の病棟を3年かけて順次改修するものでございます。

また、一時移転が困難な手術室や厨房等はエリアを分割しながら、また、外来部門については土日を中心に順次改修することとしています。

なお、病棟改修完了後には、増築棟に移転させた本館機能は、再び本館に戻ることとなりまして、増築棟の最終形としましては、1階には外来化学療法室を、2階にはリハビリテーション科を本館1階から移転させるとともに、防災倉庫の新設を予定しております。

1番下に、3全体の改修スケジュール（予定）を掲載しております。

27年度の工事内容として、増築棟新設と本館の手術室、厨房及び外壁改修に着手することとしています。

また、当初予算案として5億9,300万円、工事経理及び監督業務を土木建築部施設整備課にお願いしておりますので、うち工事費として一般会計への繰出金として5億7,300万円を計上しております。

なお、長期間にわたる改修工事の安全確保と円滑な執行を図るため、土木建築部を初め、工事監理者及び施工者と十分な連携・調整を行ってまいりたいと考えています。

以上で病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 大規模改修の件なんですけれども、確かに書いていますけどね、基本的に患者さんには迷惑かけない、収益も変わらないということですので、イメージ的にどうい

形であるのかなというのがちょっとわかりにくい面があるんですね。改修中で工事車両がいろいろ通ってきますよね。そうすると、県立病院に来ていた方々が仮にアルメイダに行ったとか、日赤に行ったとか、そういう可能性も出てくるわけですよね。そういうことを極力防ぐために、病院局としてどういう体制をとるのかということが1つと、それと、今後の入札の流れといいますかね。当然、設計が終わって27年度から大規模改修工事に入ってくるわけですが、そういう入札の流れというのは今後どうなるのかという、その2点を教えてください。

宇野病院局次長兼事務局長 まず、1点目の診療体制につきましては、極力、診療体制を制限することなく維持していきたいということを原則としております。ただ、病棟を移転させるときに、やはり入院患者数が少ないほうが良いということもありますので、その辺の病棟を移動させるときには若干の入院患者を制限するというようなことが想定されます。その分は若干の診療制限、入院制限があると踏んでおります。それ以外は現状のとおり診療していくつもりでおります。

秋吉会計管理課長 2点目の入札の関係でございますが、これは土木建築部施設整備課に委託という形でございますので、私ども病院の事業で繰り出しという形で改築事業費を上げておりますが、同じ5億7,300万円は土木建築部の当初予算の中に受託事業費という形で上がっております。ですから、執行は全て土木建築部のほうで実施するという形になっております。

坂田病院局長 確かに堤副委員長のご指摘のとおり、収益を維持するとか、患者さんを減らさないとか、そういうのは確かに割と困難なことだというふうに考えることは病院にとっては大切だというふうに考えております。手術室の改修とかに入りますと、手術室はほかに移すことができませんので、何部屋かを犠牲にしながらやっていくということで、手術数は減る可能性があります。それを縦に長くして、縦長というか、朝早くから夜遅くまで手術数をこなすという、出勤時間をちょっとずらすとか、そういう工夫をしたりして、なるだけ抑えるようなことも検討しております。

堤副委員長 となると、看護師さんとか働く方々の勤務の状況とかも変わってくると思うんですけど、そこら辺の話し合いというか、そういうのは大体とれているんですか。

それと、さっきの入札の関係やけどね、確かに土木建築部がやるんだけれども、そういう工事のことは県病は全く関知をしないの。

秋吉会計管理課長 工事経理監督業務は土木建築部という形になりますが、実際の工事に当たっては、現場が病院局ということですので、病院局も入って調整し、スムーズな工事の執行に努めるということでもあります。

宇野病院局次長兼事務局長 先ほどの質問ですが、手術室は9部屋ございまして、それをブロックに分けて2室ごとにやっていくという形になるかと思っております。その使用できない分を残り7室で時間を広げてということをお考えしております。勤務労働条件は確かに変わってきます。組合等への具体的な説明はまだですので、今後、具体的にになりましたら事前に話をしていきたいと考えております。

堤副委員長 はい、わかりました。

井上委員 僕はいつも言うんだけど、債務負担行為をすると議会のチェック機能というのを怠るんですよ。皆さん方は、もう予算は決まっていますからということで通すんで

す。そうするとね、これは債務負担行為で了解していますと。ですから、そのチェック機能を十分果たせるような状況にしてもらわんと困るし、それから、いわゆるこのことが議会軽視というかね、もう議会は通っておるじゃんというふうになってしまうと、なかなかそこら辺のチェックというのが、今までの思いからすると、そうなりやすい。その辺のところを十分やっぱり皆さんも意識しながら、先ほど土木建築部に委託しているというような話もあるんだけど、おたくの予算ですよ。中の内容についても、十分注意してやってほしいと思います。

これは本当ですよ。何でも言えば、債務負担行為で予算を取っていますと、すぐ言うんですよ。だから、私たちも言う機会がなくなるんですよ。だって、その都度、その都度、予算的に上がってこないから。わかりますか、言っていることは。ですから、十分そういう議会軽視とかチェック機能を怠らないように、ひとつ今後注意してほしいと思います。要望です。

秋吉会計管理課長 今回、工事が27年度を含めて5カ年ということで、28年度以降の債務負担行為の分も出ささせていただきましたけれども、毎年毎年、現年の予算については当初予算に計上して、しっかりとご説明をさせていただきたいと思います。

井上委員 しっかりとしてください。

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、第34号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第34号議案権利の放棄につきまして、議案書は263ページからになります。本日配付の資料によりご説明しますので、8ページ目をごらんください。

この議案は大分県立病院の医業未収金に係る債権のうち、回収が不能となっているものについて、権利放棄の議決をお願いするものでございます。

先般、内容につきましては、ご説明いたしました。改めて概要をご説明させていただきます。

資料の1、これまでの経緯の(1)権利消滅に伴う不納欠損処分の実施をごらんください。

医業未収金は平成17年度までは公債権として、5年の時効で債権が自動的に消滅していた関係で、権利放棄そのものが不要でした。その後、囲みにありますように、平成17年11月に最高裁の判決により、医業未収金は民法上の私債権として扱われることとなり、時効の3年が経過しても債務者からの時効援用がなければ債権債務関係は消滅しなくなったところです。

そうした中で、(2)未収金回収対策の強化のように訪問徴収員等の人員の拡充、滞納者への電話・訪問回数の増加、回収業務の外部委託等を取り組んできたところです。

こうした回収策の強化にもかかわらず、事実上回収困難な行方不明者や自己破産者の債権があり、この処理に取り組む必要性が出てまいりました。

具体的には、次の9ページ目の3の債権放棄の院内基準のように処理基準を定め、回収

困難な債権の洗い出しを行ったところであります。

その結果、今回放棄する権利につきましては行方不明者分、自己破産者分を合わせて6,834,775円となったところです。

今後も未収金の発生防止と早期回収等に努めるとともに、事実上回収困難な未収金は債権放棄を検討していくこととしております。

説明につきましては以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

原田委員 たくさんの方々の名前が議案に出っていますが、全て出ている方はこの3つの条件に当てはまる人でしょうか。それがまず1つ。

それと、古いのは12年度の分がありますよね。もう15年ぐらい前の話ですけど、どうして今ごろになっているのか。さらに、外国籍の方が何人かいらっしゃいますね。多い方は79万8千円。多分、手術、入院されているんでしょうけど、そういった方々というのは国保じゃない、保険が効かないでしょうから、どうされているのか。

細くなっても済みません。実はうちの父、先日、病院をかわったんですけど、お金を払わないと退院させてくれないようなシステムができ上がっていました。多くの病院でそういった仕組みがあるんですけど、県立病院とかはそういうのをしないのかなと思ったので、ちょっとお尋ねします。

宇野病院局次長兼事務局長 まず、1点目の今回債権放棄しますのは、3にあります四角の中の(1)の行方不明者、それと(3)の自己破産者を対象に抽出させていただいたというものでございます。

2点目が、平成12年度滞納があつて、分納を続けてきて、そして、途中から途絶えてこうなったというところもあります。一部分納を続けてきておった分があつて、そして、途中から行方不明になり、こういった住所不明になったという案件であります。

それと、最後のは、確かに高額なものは、やはり無保険での救急等で運び込まれる患者さんというものが多うございます。無保険につきましては、患者さんの海外旅行保険等もあるんですけども、それもなく、取れなくなっているという事案が多いということでございます。

それと、払わないと退院させないというところまでの強制的な措置は今とっておりません。また、入るときも救急等で運ばれてくる患者さんも多いし、入院申込書というのも事後になる可能性もありまして、そこまでの強い強制を今とっていないということでございます。

原田委員 わかりました。

堤副委員長 9ページの4番の下の米印が4つあるんですけども、債権発生年度は12年度から21年度ということで、この中で、何人かは分納している方もおられるんでしょうね。だから、そういうやつは除いているということと、あわせて、5年間で債権放棄するわけですけども、その中で、仮に本人が亡くなっているとか、破産はないかもわからんけれども、そういう5年以内の部分でも予備軍という方はおられるんですか。

後藤医事・相談課長 今回の行方不明者につきましては、そこにございますように、12年度から21年度までの方が対象でございまして、その中で、最後の支払いから5年以上

経過して、連帯保証人など他に支払い者がいない者が対象になっております。

予備軍というものについては、特に認識をしておりません。

堤副委員長 ということは、今回これを処理することによって、今後発生しなければ基本的にはこれで解決と、という概念でいいわけですね。

後藤医事・相談課長 今回、5年以上経過したものを対象にしておりますので、来年度以降は、行方不明者については新たに5年経過した者だけが対象になるということになります。

堤副委員長 ということは、1年間ずつ見ていくと。そうすると、あつてはならんことやけど、来年は1年間分の5年以上になった方々の名前が列記されて消えていくという状況になるわけやね。

深津委員 非常に残念ですけど、先ほどの支払い未納者、名簿にたくさんの方が列記されておるんですが、中には12年度に入院されて、未払いのまま14年度とか違った年度でまた再入院されている。同じ病気か事故なのかわからんけれども、そういう状況の中で、未納をされているにもかかわらず、また入院して、また未納している。そして、今回、債権を放棄するというようなことについては、非常に難しい判断だと。命にかかわる問題ですから、前、払っておらんから受け付けないというわけにはいかないのはよくわかるんだけど、その整理というか、それは特に考えていないのかな。

坂田病院局長 非常に難しい問題であると思えますけれども、ただ、県立病院は県民に対して医療を行う必要があるということと、前に民間の病院に私はおったんですけど、そのときはブラックリストに載せた患者さんを診ない。支払うとかなければ受け付けないというところがあったんですけど、県立病院はやはり同じことをできないと思えますし、逆に、民間病院とか一般病院から、そういう方がおられたらこちらに回してくるような状況で、やはり原則的には診る必要があるんじゃないかと考えております。

深津委員 そういう思いは私も一緒に、非常に命にかかわる問題ですから、受け付けないという話にはならないというふうに思うんですが、とはいっても公金ですから、税金という立場を考えた場合に、やっぱりいただくものはいただかないといけない。その努力はされたと思うんですが、これだけの数が処理されるということについては、非常に残念であると同時に、見よると、アパートとか市営住宅とかいう場合は資産の関係でなかなか財産的に処分できない分もあると思えますが、持ち家の方とかいらっしゃる。要するに財産があつて払わないという方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うので、その点、数は別にして、全体的に見た場合、どの程度財産があつて、払う力はあるけど払わないという方がどの程度いらっしゃるのか。

宇野病院局次長兼事務局長 非常に難しいんですけど、そういった持ち家があるとか、資産のある方は今回対象にしていません。行方不明者と破産者だけを対象としております。住宅を訪問したりして、支払えないという方は確かにあるんですけど、そういった場合は一部もらったり分納誓約を新たにとったりして、時効の中断をしながら、今、引き延ばしてきている事例が多うございます。

深津委員 ちなみに、ここには年齢は書かれておりませんが、平均的に年齢が皆さん高いんですか。

宇野病院局次長兼事務局長 割と若い世代、アパートの住所がレオパレスとかありますけ

ど、やはり若い人で外来で、救急で受けて、そして、未払いといった事例がこの中は非常に多うございます。

馬場委員長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、諸般の報告の大分県病院事業中期事業計画（案）につきまして、ご説明いたします。

資料につきましては、お手元に配付しております、A3サイズの1枚紙及び計画の冊子になりますが、A3の資料で説明いたしますのでごらんください。

まず、上段になりますが、病院事業は平成18年4月から、地方公営企業法の全部適用への移行を契機として、第一期、第二期の中期事業計画を策定し、職員が一丸となって、さまざまな改革に取り組んでまいりました。

これらを総括しますと、県立病院は、高度・専門医療、政策医療の充実により、これまで県民医療の基幹病院としての役割を果たしてきたとともに、平成19年度には単年度収支が黒字化し、以後黒字を継続してきたところであります。

なお、資料右側には、各指標の動向をグラフで記載しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

これまでの取り組みのうち、具体的には、（1）医療機能、（2）環境整備、（3）経営の3つに分けて記載しておりますが、医療機能では、平成20年の救命救急センター開設や、平成21年の地域医療支援病院の指定、さらには昨年11月の第一種感染症指定医療機関の指定など、診療機能の充実が図られたところでございます。

また、環境整備としましては、平成22年の7対1看護体制の取得、平成23年の電子カルテの導入など、患者療養環境や職員勤務環境の充実を図ってきたところでございます。

こうした中、冒頭で説明しましたとおり、経営面では平成19年度には単年度収支が黒字化し、一般会計負担金を逡減するなかでも黒字を継続してきたところであります。

今後につきましては、これまでの成果を踏まえることはもちろんのこと、大規模改修工事への対応や、2025年を目標とした国の医療提供体制改革などに対応しながら、継続的かつ安定的に良質な医療を提供するとともに、県民医療の基幹病院としての使命を果たしていくことが必要と考えております。

このため、平成27年度から30年度までの第三期中期事業計画では、資料下段にありますが、地域とともに歩む病院づくりを基本理念とし、医療機能の充実、安心・安全な医療提供体制の充実、経営基盤の強化、大規模改修の対応の4つの項目に分けて、具体的な課題・問題に取り組むこととしたところでございます。

また、先ほども述べましたが、大規模改修工事期間中においても医療機能・経営基盤のレベルを堅持または向上に努めるとともに、国の医療提供体制改革に向けて急性期病院としての基盤づくりを推進することとしております。

本計画での新規・重点的な取り組みとしましては、医療機能の充実では、高度・専門医療として周産期センター、救命救急センターなど引き続き機能の充実を図るとともに、今後の医療ニーズを踏まえ、診療機能の集約化により、脳卒中センターや呼吸器センター、消化器センターなどのセンター化を図って、チーム医療を推進していきたいと考えております。

政策医療につきましては、昨年11月に第一種感染症指定医療機関の指定を受けており、この体制の充実を図るとともに、災害医療に関しては、DMAT隊員の拡充や災害訓練の充実を努めてまいります。

安心・安全な医療提供体制の充実では、専門・認定看護師の育成など看護体制の充実や、電子カルテなどの病院総合情報システム更新により、医療サービスや患者サービスの向上を図ることとしております。

また、臨床研修体制を充実させ、医師の独自採用に向けた取り組みを強化したいと考えております。

経営基盤の強化につきましては、国の医療提供体制改革に向けた急性期医療の重点化や、診療報酬制度への戦略的な取り組みによる収益の確保、後発医薬品の導入促進などによる費用の削減に取り組めます。

また、病院総合情報システム（電子カルテ）の活用による経営分析、院内での経営戦略会議や外部評価委員会の開催などにより、職員の経営意識の醸成に引き続き努めたいと考えております。

大規模改修の対応につきましては、給排水や空調設備の修繕など施設の維持に加え、外来化学療法室の拡充によるがんセンター機能の充実や災害用備蓄庫の整備、患者ニーズを踏まえたプライバシーを確保できる診療ブースの増設などにより、医療機能や療養環境を充実してまいりたいと考えております。

収支計画につきましては、右下に記載しておりますが、本計画期間では、大規模改修工事による病院経営への影響が心配されますが、病診連携等を推進することで、患者の確保に努め、黒字経営を目指すこととしております。

個別具体的な内容につきましては、冊子のほうに記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

中期事業計画の説明につきましては、以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別のないようですので、ここで私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔坂田病院局長挨拶〕

馬場委員長 これをもちまして、病院局関係の審査を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔病院局・委員外議員退室、福祉保健部入室〕

馬場委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のありました第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

池永福祉保健企画課長 お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

なお、資料左上にも記載していますが、議案書は191ページでございます。

1条例の概要でございますが、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を、条例により市町村が処理することに関し、必要な事項を定めるものです。

次に、2改正の理由でございますが、第4次地方分権一括法による医療法及び調理師法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、3改正の内容でございます。

まず、(1)法改正の内容でございますが、医療法については、2以上の都道府県において病院等を開設する医療法人の監督権限が厚生労働大臣から主たる事務所所在地の都道府県知事に移譲されます。

また、調理師法については、調理師養成施設の指定権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されます。

この法改正に伴い、(2)条例改正の内容にありますとおり、①大分市に移譲している書類の受け付け・交付事務に係る規定の整備及び②法及び施行令の条項ずれに伴う規定の整備を行うものです。

条例改正により、右の図のように、書類の提出・交付の流れが変更されます。

施行期日は、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別にご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、同じく総務企画委員会から合い議のありました第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

高窪医療政策課長 資料の2ページをごらんください。

第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、歯科技工士国家

試験事務に係る部分について、説明申し上げます。

1の改正の理由ですが、医療介護総合確保推進法の成立により、歯科技工士法の一部を改正する法律が一部改正され、歯科技工士国家試験の事務を都道府県知事から厚生労働大臣が行うこととなったため、所要の改正を行うものです。

2の歯科技工士国家試験制度の主な変更点ですが、法改正により、(1)の実施主体が都道府県知事から厚生労働大臣に変更されるとともに、(2)の試験手数料も記載のとおり変更することとなっております。

3の改正の内容は、条例別表第3のうち、歯科技工士国家試験手数料3万6千円を削除するものです。

4の施行期日は、本年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 単純な質問ですが、法律の改正からこういうふうになったんだろうと思うんですが、権限移譲が結構、大分県においてきているように、これは暫定的な措置と書いているんだけど、厚生労働大臣に移っているよね。その経過というのは、どういう流れなんですか。

高窪医療政策課長 もともとが歯科技工士国家試験ということで、国がやるということになっておりまして、それが、そこに書いております歯科技工士法の一部を改正する法律の中で、暫定的に都道府県が行うと。実地試験等があるということもございまして、それを本来の形、全国统一試験に戻すというのが今回の法律改正の趣旨でございます。

堤副委員長 それは全国的に暫定措置では何か問題があったから、もとに戻したという話ですか。

高窪医療政策課長 特に問題があったということではなくて、本来、国が行うべきところを暫定的に今まで都道府県が行っていたと。それを今回、医療法のほかの改正に合わせて本来の形に戻したということでございます。

堤副委員長 そんなら、試験の中身とか試験を受ける場所とか、そういうのは基本的に変わらんという認識でいいんですか。

高窪医療政策課長 4月1日以降については、正式な形では情報がまだ決まっていないという状況でございまして、団体のほうに試験を委託して実施すると。試験場所とか、そのあたりはまだ今後ということだろうと思います。

堤副委員長 はい、いいですよ。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより先ほど審査いたしました生活環境部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり

可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

なお、福祉保健部の付託議案に関しては、議案番号順にかかわらず、また、一部で複数の議案の説明を一括して行うなど、審査の円滑な実施に向け、進めてまいりますのでご了承願います。

それでは、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

平原福祉保健部長 委員会資料の3ページをお開きください。

それでは、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、福祉保健部関係につきまして、その概要をまず私から説明申し上げます。

まず、(1)一般会計ですが、当部に関係する予算総額は、福祉保健部①の計の部分で、908億8,225万3千円でございます。

これを表の右から3番目の26年度当初予算額(B)と比較しますと、6億3,895万5千円、率にして0.7%の減となっております。

なお、平成27年度当初予算につきましては、4月に統一地方選挙が実施されますことから、人件費、扶助費などの義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算として編成しております。

ただし、子ども・子育て支援や高齢者福祉など喫緊の政策課題などについて、年度当初から執行が必要な事業は、新規事業であっても当初予算で計上しております。

次の4ページをごらんください。

(2)特別会計ですが、第3号議案として、母子父子寡婦福祉資金特別会計1億784万円を計上しているところです。

今回の予算に係る主な事業につきましては、担当課・室長より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

後藤地域福祉推進室長 説明申し上げます。5ページをお開きください。

1生活困窮者自立支援事業費2,754万1千円でございます。

この事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、町村部の生活困窮者に対する包括的な支援を実施するとともに、県内全域における支援体制の整備を行うものであり、生活困窮者支援の実施として、各町村社会福祉協議会に相談窓口の設置や離職者に対する住居確保のための給付金の支給を行うとともに、支援体制の整備等として、関係機関による検討会議や支援従事者養成研修等を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

高窪医療政策課長 ご説明申し上げます。

2地域医療介護総合確保推進事業費5億5,904万9千円でございます。

この事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための県計画に基づく事業を実施するために、必要な財源を基金に積み立てるものです。

次に、3地域医療従事者確保・養成事業費2,136万2千円でございます。

この事業は、医療機関の勤務環境の改善や女性医療従事者のキャリアアップ対策等を支援するものであり、補助金の1つ目ですが、大分大学医学部附属病院が実施する女性医療従事者のキャリア形成に関するプログラム研究の支援や、その下の委託料のところですが、

勤務環境の改善に取り組む医療機関に対して必要な支援を行う医療勤務環境改善支援センターを設置し、その運営をするものでございます。

説明は以上でございます。

内田健康対策課長 ご説明申し上げます。6ページをごらんください。

4 みんなで進める健康づくり事業費478万4千円でございます。

この事業は、適正な食生活の定着推進や事業所における健康づくり活動の支援を行うものであり、うま塩プロジェクト推進事業として、塩分控えめでもおいしい食事の普及や浸透を図るとともに、健康経営事業所拡大事業として、従業員への健康支援を実践する事業所の増加を図るものです。

説明は以上でございます。

清末国保医療室長 ご説明申し上げます。

5 国民健康保険基盤安定化事業費126億5,110万3千円でございます。

この事業は、市町村が低所得者を対象に行う国民健康保険税の軽減額相当分の一部負担、高額医療共同事業に要する費用の負担及び市町村財政の調整のために財政調整交付金の交付等を行うものです。

次に、6 後期高齢者医療等推進事業費177億5,680万9千円でございます。

この事業は、後期高齢者療養給付費に対する定率負担、高額な医療費に対する公費負担等を行うものです。

説明は以上でございます。

飯田高齢者福祉課長 説明申し上げます。7ページをお開きください。

7 地域包括ケアシステム構築推進事業費1,813万8千円でございます。

この事業は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域での体制、地域包括ケアシステムの構築を推進するものであり、地域ケア会議の充実・強化を要する市町村への重点的な支援の実施や、地域包括支援センターへのリハ職等の配置を支援することで自立支援型ケアのさらなる普及拡大を図るものなどでございます。

次に、8 はつらつ高齢者地域活動チャレンジ事業費1,847万2千円でございます。

この事業は、元気な高齢者が社会を支える一員として活躍できるよう、地域活動への参画や生きがいづくりを支援するものであり、元気な高齢者が地域の高齢者を支える担い手となるための必要な知識や技術を学ぶおおいたアクティブシニア養成講座の開催や、4つ目にありますシニアライフ応援事業として、高齢者の生きがいづくりや健康長寿の実現を支援するため、グループによる健康づくり活動や地域貢献活動に対して助成するものなどでございます。

次に、9 市町村認知症施策強化推進事業費347万2千円でございます。

この事業は、認知症に関する正しい知識・理解の普及促進や市町村の認知症施策を支援するものであり、普及啓発の効果的な手法や施策の推進に向けて検討する認知症施策プロデュース委員会の設置や、おおいた認知症フォーラムなどにより、県民への情報発信を行うとともに、認知症高齢者徘徊・見守りSOSネットワークや認知症初期集中支援チーム等の活動を支援するものなどでございます。

次ページをごらんください。

10 老人福祉施設整備事業費4億3,700万円でございます。

この事業は、社会福祉法人が整備する養護老人ホーム3施設の改築に対し助成するものです。

説明は以上でございます。

山口こども子育て支援課長 説明申し上げます。

11 保育所運営費32億6,517万9千円でございます。

この事業は、子ども・子育て支援新制度に基づき、保育の充実を図るため、保育所の運営や小規模保育等に要する経費を負担するものです。

次に、12 認定こども園運営費18億9,360万2千円でございます。

この事業は、同じく新制度に基づき、幼児教育・保育の充実を図るため、認定こども園の運営に要する経費を助成するものです。

次に、13 私立幼稚園運営費9億8,685万6千円でございます。

この事業は、幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園を設置する学校法人や新制度に移行する私立幼稚園の運営に要する経費等を助成するものであります。

次のページをごらんください。

14 地域子ども・子育て支援事業費4億5,747万6千円でございます。

この事業は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業等市町村が実施する子ども・子育て支援事業の経費を助成するものです。

次に、15 放課後児童対策充実事業費4億2,056万6千円でございます。

この事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の、遊びと生活の場である放課後児童クラブを運営する市町村に対して助成するものであります。

次に、16 放課後児童クラブ施設整備事業費4,582万8千円でございます。

この事業は、放課後児童クラブを整備する市町村に対して補助するもので、27年度は、7市の16クラブの整備に対して助成することとしています。

説明は以上でございます。

姫野障害福祉課長 次の10ページをお願いします。

17 障がい者就労環境づくり推進事業費2,525万円でございます。

この事業は、就労継続支援A型事業所の新設や事業拡大に必要な設備整備等に対し助成するものであり、社会福祉法人等がA型事業所の新設やB型からA型への転換等を行う際に、作業確保に必要な設備等の設置費用について助成するものです。

次に、18 精神障がい者地域移行・定着体制整備事業費285万7千円でございます。

この事業は、精神科病院から退院する精神障がい者のスムーズな地域生活への移行を支援するため、地域移行専門員を庁内に配置し、医療機関と地域のサービス事業所等との連携強化を図るものです。

次に、19 障がい者福祉施設整備事業費4,124万5千円でございます。

この事業は、社会福祉法人等が実施する障がい者福祉施設の整備に対し助成するものであり、平成27年度は、由布市と日出町のグループホーム2カ所の整備を予定しております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

深津委員 1点だけお尋ねしたいんですが、6ページの4番、健康対策課のみんなが進める健康づくり事業費478万4千円、これは金額的には決して大きな金額ではないんですが、これはことし初めての事業じゃないかなと思いますので、具体的な事業内容というのがもし出ていけば教えていただきたいと思います。

内田健康対策課長 実は減塩につきましては今年度もやっておりますけれども、うま塩プロジェクトと申しまして、今、大分県民の食塩の摂取量が男性で10.5グラム、女性で9.5グラム、それぞれ目標より3グラムほど多いということになっております。それを3グラム減らそうということで、これまで普及啓発をずっとやってきているんですが、実際に塩分摂取量というのは、例えば、外食をしますと自分で塩分コントロールがなかなかできないとか、あるいは家庭で食事をするにしても、どれぐらいの目安で減らしたらいいのかというのがなかなかわかりづらい部分がありまして、そういったことをうまみ、例えば、だしでありますとか、あるいはカボスのような酸味とか、苦みとか、唐がらしの辛みとか、そういったいろんな味によって塩分を減らすというようなことを今年度、別府大学と一緒に研究をして、こうやったらうまく塩分を減らせるというような手法をつくっております。これを外食産業、あるいは惣菜屋さんとかに技術を提供いたしまして、取り組んでいただくお店をふやしていくというような状況でございます。

それとあわせて、そういったレシピを、特に、子供さんを持つ親の世代とかに普及啓発したいということで、レシピ集、あるいはパンフレットをつくって配布をしております。

来年度はこれをもう少し広げたいということで、例えば、スーパーとかで売り子さんが試食とかをやっていますけど、そういったところで塩分控え目を提案したような惣菜を味わっていただいたり、あるいは農業祭で提供してみたりとか。それとあと、減塩のフォーラム——食と健康のフォーラムというものを開催させていただいて、そこで県民の皆さんに広く知っていただくというようなことを考えております。

深津委員 具体的にはいろいろ計画はされると思うんですけど、各市町村それぞれに、名称は違うかもわかりませんが、例えば、健康増進課とか推進課とか、そういう課があると思うんですね。その各市町村との連携というのはどうされるんですか。

内田健康対策課長 各市町村ともに、やはり県と同じような課題を持っておりまして、減塩でありますとか、あるいは若い働く世代の健康づくりのような部分について、各市町村とも健康増進計画をつくって、それに基づいて施策を展開しておりますけれども、県の健康増進計画と市町村の健康増進計画というのがほぼ同じ方向を向いてやっております。ただ、細かい事業については、例えば、そういったうま塩のプロジェクトというのが、今回、県では東部保健所管内と豊肥保健所管内と北部保健所管内で行っておりますけれども、例えば、北部保健所管内で行ったものについては、宇佐市と協働で、同一歩調で事業に取り組んでおります。

それと、働く世代の健康づくりにつきましても、健康経営企業の拡大ということを今年度の途中から取り組ませていただいておりますけど、こういったものについても、市町村、あるいは協会けんぽという保険者と協働で取り組ませていただいております。

井上委員 初歩的な質問ですけどね、5%から8%に上がった消費税の差益分についての福祉関係への予算配分というのは、どの面にあらわれているわけですか。どこに配分して

いるの。だから、これだけ税収がふえたから、これだけ予算がふえましたということじゃないの、財源は。違うんですか。

高窪医療政策課長 医療の関係で申し上げますと、先ほど説明申し上げました5ページの2番の地域医療介護総合確保推進事業費、この基金約5億5,900万円。これは消費税増収分をベースに国から交付金の配分を受けて積み立てているものでございまして、これをベースに事業をやっていくという形になります。

医療の分野では、5%から8%の増収分を国が各都道府県に交付金として配分をして、それに県の一般財源をつけて、約5億5,900万円積み立てていると。それをもとに事業をやっていきます。

井上委員 そのほかはどうですか。

馬場委員長 ほかにあれば。

平原福祉保健部長 今回の地方消費税収として、県で歳入として81億円ほど見ています。例えば、81億円について、社会保障の充実と社会保障の安定とに分けて、ここでは81億3千万円ということをやっていますけれども、例えば、社会保障の充実でいきますと、子ども・子育て支援新制度が新しく始まりますので、そこに24億円を充当するとか、今、高窪課長のほうから申し上げましたような地域医療介護総合基金がありますので、そこに1億5,600万円ですとか、こういったことで積み上げております。また、社会保障安定化分といたしましては、障がい者の自立支援給付費の県負担金ですとか、その他社会保障経費ということで、積み上げますとトータル81億円となっております。

井上委員 それと、16番やほかの項目であるんですけども、市町村に助成するということなんですけど、これは直接、国から市町村に渡すということは制度的にできないんですかね。直接、市町村に渡したほうがいいような、どうせ市町村に助成するのならね。そういう制度じゃないんですか。（「16番ですか」と言う者あり）

16番でもね、市町村に助成すると書いているけど、直接、国から助成したほうがいいんじゃないか。

平原福祉保健部長 基本的に県を経由して市町村のほうにやるという制度につきましては、例えば、16番の放課後児童クラブですと、満たしていただきたい施設の基準ですとか、あるいは補助事業をやるときの人員基準とか、そういうのを満たしていただきたいということを補助の条件にすることがありますので、そういったことも踏まえて、県としてそこに放課後児童クラブであれば、放課後児童クラブの質の担保といいますか、運営の担保といいますか、そういったことを見れるということが1つあると思います。

井上委員 はい、わかりました。

堤副委員長 今の社会保障の関係で、結局、国がやっている総合確保推進法の中を見ると、社会保障を全体的に削減するという方向性というのが明確なわけね。つまり医療でいうと、県計画の中で慢性期とか急性期のベッド数を計画して、最終的には削減していくだとか、また、介護保険でいえば、要支援1と2を総合事業のほうに移動させるとか、また、医療でいえば、70歳以上を1割から2割にするとか、いろんな問題点があるわけです。ただ、国が今言っているのは、消費税の増税は社会保障のために使うということを見せかけるために、こういう方策というのはとっているように我々は思うんだけどね。そういうことで、実質的には総体的な社会保障制度というのは削減してきているわけだから、この消費税の

増税というのは社会保障にはふつり合い、似合わないということを1つ言うておく。

もう1つの課題、ちょっと聞きたいのは、185ページの番号制度対応社会保障のシステム経費。これは多分、マイナンバー制で社会保障を委託するんだらうというのも、これの来年度の中身について少し教えていただきたいのと、それと、202ページの国保の広域化支援基金、これは若干質疑でも質問したけれども、これについて、過去どういうものに使われてきた実績があるのかということと、あと、先ほど後藤室長のほうから説明のあった生活困窮者自立支援事業、これはたしか日出町が去年モデルケースだったと思うんだけれども、その実績と評価はどうなのか。あわせて、218ページの生活保護費が16億2,800万円計上されているんだけれども、それが昨年度が近年に比べてその数字というのはふえているのか下がっているのかというのを少し教えてください。

池永福祉保健企画課長 マイナンバー制についての私どもの部の予算としては、185ページに載せておりますけれども、番号制度対応社会保障システム整備事業費として4,215万円をお願いしているわけでございますけれども、これは当部が関係しますいろんなシステム改修費として、業務数でいいますと7業務、システム数で6システム、例えば、生活保護の電算システムだとか障害者手帳の電算システム、児童扶養手当のシステム、そういったものの改修費用でございます。

清末国保医療室長 広域化等支援基金の関係でございますけれども、この基金につきましては、基本的には国保事業の運営の広域化等に対し、保険料の平準化を支援するための貸し付けとか、市町村における赤字財政が見込まれる場合に、その赤字を一時的に補填するために貸し付けを行うというもので積み立てたわけですがけれども、平成23年度以降、支援基金が国保の支援方針というのを毎年策定しておりますけれども、その支援方針に定める施策の実施に活用できるようになったということで、23年度以降、基金を取り崩して、1つには、広域化等支援方針の策定のための委員会経費とか、それから、普及啓発として被用者保険に加入している従業員が離職した場合に、国保への加入手続が必要になりますけれども、この手続がおくれないように制度の周知を図るために県内の事業所にお知らせ等を送付している関係の普及啓発事業ですとか、あるいは市町村の特定保健指導の標準化、質の向上を図るための研修ということで、特定保健指導標準化ステップアップ事業というような経費に充てているということです。

後藤地域福祉推進室長 まず、生活困窮者自立支援制度の件ですが、平成25年10月から日出町社会福祉協議会に事業を委託しまして、日出町でモデル的に実施をしてまいりました。具体的には、生活に困難を抱える方からの相談件数が180件程度あります。その中で、経済的な困窮に関する相談というのが、そのうち52件程度となっております。この制度そのものは幅広く、経済的な困難にかかわらず、将来的に経済的な困難が予想されるということで、窓口を広げまして、広く相談を受けているところでございます。ですので、それ以外に、例えば、ひきこもりだとか、ダウン症だとか疾病の悩み、そういった相談なども受けてきたところでございます。そのうち、それぞれ関係機関が集まりまして支援調整会議というものを開催しまして、具体的な支援決定をしてきたところでございます。

それから、生活保護費に関しましては、昨年度よりも予算額については減額しております。理由としましては、医療扶助の経費が減額が予想されるということでございます。その理由としましては、ジェネリックの利用を推進していることで、26年度につきまして

も、その減額が見込まれておりまして、それを反映させて予算額にも減額ということで計上しているところでございます。

堤副委員長 1つ、そのマイナンバーについては、システムの改修ということなんだけれども、住基ネットとの関係ね。住基ネットは一時期わっとなって、もうほとんどあれは使われていないんじゃないのかな。二重のような感じがするんだけど、住基ネットとマイナンバーとのかかわりというのは、どういうふうに考えればいいのかというのが1つね。

それと、この前、聞いたら、広域化支援については4億7千万円、今、大体基金残高があるのかな。その4億7千万円を、事業を見たら五十何万円とか四十何万円とか、そういう微々たるものの事業で使っているんだけど。そういうのは、結局、確かに利息、運用益でしか使えないという法律上の制約はあるんだけど、そういう基金を若干県独自で取り崩しをして、国保の会計のほうに仮に減額のためのを回すとか、そういう方策というのはとれないかどうか。この前、質疑でとれないと言ったけれども、そういう検討はどうかかなというのがもう1つ。

それと、生活保護の関係でいうと、ジェネリックの普及で確かに本人の負担というのは下がるわけなんだけれども、医療扶助の件数じゃなくて、受けている件数というのはふえているんですか。ちょっと委員長にお願いなんですけど、5年間分の扶助の流れと金額、それをまた調べて資料としてください。それをいいですか。

馬場委員長 はい。

堤副委員長 それで、今の分で再度お願いをいたします。

池永福祉保健企画課長 マイナンバー制度と住基ネットの関係でございますけれども、基本的な情報、個人番号として住基ネットから4つの情報を基本情報として取り込むという仕組みになっておりまして、基本情報といいますのが、氏名、住所、生年月日、性別ということで、リンクしたような形にはしております。

堤副委員長 ならね、住基ネットだって大分県も市町村も結構金をかけてしたよね。しかし、中に入っている基本的には4情報がマイナンバーに移るわけでしょう。すると、住基ネットは基本的に要らなくなるわね。マイナンバーがいいとは言わんのですよ。言わんのだけれども、そういう経費というのは本当にもったいないという思いがするんだけどね。住基ネットも使わなくなってしまうわけだから。そういうのは、国に言われるから、結局、県としてもマイナンバーをやってしまうという流れを単純に考えていいんですか。

池永福祉保健企画課長 マイナンバー制度につきましては、これから先のいろんな添付書類が削減できるだとか、いろんな利点が言われておりまして、そのための制度ということですが、前の分が無駄になったかどうかというのはなかなかコメントしづらい面がございますので、これ以上にいろんな税の捕捉の関係だとか、それが便利になるというような説明を国ではしているところであります。

堤副委員長 税の捕捉はまだ確定していないでしょう。だって、社会保障のナンバーを入れるだけなのが税の捕捉までしてしまうと、結局、全てマイナンバーの番号を使って確定申告せないかんし、領収証の発行もせないかん、請求書の発行もせないかんとかね、いろんな問題というのが出てくるわけ。だから、税の捕捉までは今考えていないと。表には出ていない。我々はそういうのを聞いていますけどね。だから、そういうこともつながっていくということは県としては認識しているわけね。

池永福祉保健企画課長 それはきのうですか、新聞に載ってしまして、2018年からそういうような預金の口座についても捕捉をして、その後、3年後に義務化するというような報道がございました。そういったような形の発言が。

堤副委員長 報道はあくまでも報道であって、そういうふうなことは国からの説明は受けていないでしょう、県とすれば。正式に受けているの。

池永福祉保健企画課長 マイナンバー制度全体を統括しているのが私どもではなくて行政企画課のほうなものですから、そこら辺の説明は直接は私どもは聞いておりません。

清末国保医療室長 広域化等支援基金の件でございますけれども、これについては、平成14年度から16年度の3カ年かけて、国2分の1、県2分の1の資金で造成したものでございまして、国の一律の制度になっております。先ほどもご説明したとおり、都道府県が国保事業の運営の効率化等に際して保険料の平準化を支援するため無利子貸し付けを行う。例えば、市町村合併とかで保険料が上がりそうだとこの資金が貸し付けできるという場合ですとか、広域化等支援方針に定める事業の実施に対して経費に充てるというような場合ですとか、あるいは市町村において財政赤字が見込まれる場合、その赤字を一時的に補填するために無利子貸し付けを行うというような事業に限定されておりますので、県独自でそれを使うということは非常に難しいという状況でございます。

後藤地域福祉推進室長 保護の状況でございます。保護率につきましては、11.74%ということで、平成24年度以降、ほぼ横ばいという状況でございます。保護人員につきましても、2万500人前後で横ばい状況でございます。

馬場委員長 資料の提出はよろしいでしょうか。お願いします。

後藤地域福祉推進室長 はい、わかりました。

原田委員 2つ聞かせてください。飯田高齢者福祉課長にお聞きしたいんですけど、介護保険の改正で、4月から要支援1、2が市町村のほうになってきますけど、その準備状況をどう把握されているか。市町村がきちんとできているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

2つ目は、山口こども子育て支援課長に聞きたいんですけど、いわゆる認定こども園と新制度で、例えば、大分市なんていうのは、この前、2月に新聞に載りましたが、保育料がこれまでの公立幼稚園の保育料から応能負担で2倍から3倍、高い人は4倍近くまでなるという実態になっていきます。私立幼稚園との格差の是正というのもあるんですけどね、結果的に負担が大きくなっているわけですよ。激変緩和というのは市町村で考えなきゃいけないんだろうけど、県全体の意向としてどう考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

飯田高齢者福祉課長 介護保険法の改正の中の1つといたしまして、介護予防給付、訪問通所介護を市町村の地域支援事業に移行をします。これは法律上は本年4月1日から、27年度からということになっております。ただ、3年間の経過措置がございまして、29年度までに移行をしますということで、今現在、市町村の状況でございますけれども、27年度中に移行を予定している市町村は11市町村、18分の11ということで今聞いております。この時期ですので、まだ確定ということではないですが、ほぼ27年度中に移行するのは11と私どもは把握をしております。

山口こども子育て支援課長 公立幼稚園の保育料についてでございますけれども、現在、

県内でも公立の保育料をどうするかというのは市町村によってかなりばらつきがございます。ご指摘のあった大分市につきましては、基本的に私立並みに合わせていくという方針で取り組んでいると承知をしております。

公立幼稚園の保育料を幾らにするかというのは基本的には市町村で判断すべき事項だと思っておりますけれども、それは委員もご指摘のとおりですが、やはり地域の公立と私立のバランスであるとか、ほかの保育資源がどうなっているとか、そういうところと比較をして市町村でよく議論をして決めていただくことなんでしょうと思っております。県としては、各市の状況につきまして把握をした上で、各市町村に全体の状況をお知らせすると、ほかの市がどうやっているよということをお知らせするという今しているところでございます。

原田委員 飯田課長、18分の11について、あとの残りのところは近年中に、今年度できずに来年度あたりを含めてやるということの確認でいいんですね。

飯田高齢者福祉課長 残りの7市町村につきましては、今、私どもでお聞きしている限りでは、28年度に移行するのが4市町で、29年度で3市町村というふうに聞いておりますけれども、今のところはそういう状況でございます。

原田委員 今度は山口課長なんですけど、やっぱり幼児教育と保育の充実というのも大事なことだと思うんですけど、やっぱり負担が大きいというのは、少子化の対策の中で考えなきゃいけない問題だと考えているんですね。だから、今の回答でよくわかるんですが、できるだけその辺の補助を含めた、低く負担が少ないように指導していくという立場をぜひ各市町村に投げかけてほしいと要望しておきます。

以上です。

馬場委員長 要望でいいですか。

原田委員 はい。

井上委員 8ページの10ですけどね、平成27年度は施設は3施設ですが、ほかに要望があるんじゃないかと思うんですけども、その状況はどうですか。

飯田高齢者福祉課長 来年度は3施設をお願いをしたいと考えております。まだ旧基準といたしますか、建築基準法の古いほうの基準で整備をしている施設がございますけれども、そこにつきましては個別に相談に応じているといたしますか、中には、やはり資金計画の面といったところで少し問題があるということで、なかなか整備の具体化まで行っていないといったところもあります。そういった施設については引き続き、いわゆる耐震改築等に向けた指導を行っていきたいと考えております。

井上委員 だから、何施設の予定なんだけど、今回は予算の関係で3施設という意味合いじゃないんですか。

飯田高齢者福祉課長 いいえ、今回の3つにつきましては、用地の確保、それから、資金計画、そういったところで計画をして整ったということで3つ。基本的には要望に応じた整備ということで、今回予算としてお願いをしているところでございます。

井上委員 だから、ほかにはないんですか、具体的に。

飯田高齢者福祉課長 ほかにも具体的にといいますか、個別に相談を受けているところはありますが、なかなか改築整備に係る資金的なところが整わないということで、まだ具体化まで行っていないところが幾つかあります。

井上委員 結局、おたくのほうが予算がないから今回は無理だよという解釈の仕方が結構あるんですよ、そういう意見が。こちらのほうが予算的につかないからできないんだという声を聞くんです。ですから、おたくの言われる逆ね。おたくは条件がそろっていませんからできませんよというのとちょっと違うんだけど、その辺の調整は大丈夫なんですか。

飯田高齢者福祉課長 そのあたり、ちょっと私どもの説明も若干課題があったのかもしれませんが、そこは丁寧にまた説明をさせていただきたいと思っております。

井上委員 はい、わかりました。とにかく具体的に要望があるところがあるので——いや、変な意味じゃないですよ。ただ、おたくがそう言われるんだったら、こちらはこう改善してこうだよということを説明すればいいわけであって、ただ予算がつかないからだめだ解釈しているところも結構多いんですよ。その辺のところはやっぱり説明不足かなと思うので、確かめながらまた調整します。

馬場委員長 よろしいですか。

井上委員 はい。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより、先ほど審査いたしました生活環境部関係部分とあわせて、採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤副委員長 生環については、人権・同和対策の問題がまだありますし、やっぱり介護の問題だとか法律に基づいていろんな施策を県としてもやろうとしていると、そういうところはやっぱり問題点もありますので、これについては反対せざるを得ないという立場でございます。

馬場委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 挙手多数であります。

よって本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号議案平成27年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

山口子ども子育て支援課長 お手元の平成27年度予算に関する説明書の521ページをお開きください。

それでは、第3号議案平成27年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について説明申し上げます。

母子父子寡婦福祉資金について、歳入歳出それぞれ、本年度予算額として1億784万円を計上しております。

次のページをお開きください。

歳入についてですが、本年度予算額欄をごらんください。

1 繰入金として1 一般会計繰入金4, 452万円4千円のほか、4 県債として国からの借入金を原資とした4千万円などにより、合計1億784万円を見込んでおります。

この4 県債につきましては、貸付原資が減少していることから、当面、貸し付けに必要な額を確保するため、国から借り入れを行うものであります。

また、1 の一般会計繰入金につきましては、制度上、国からの借り入れを行う場合には、借入金の2分の1の額を一般会計から繰り入れることとされていること、また、社会保障・税番号制度等に対応するためのシステム改修費用の繰り入れにより、前年度と比較して増額となっております。

次に524ページをお開きください。

歳出ですが、主な事業は中ほどの事業名欄にございます母子父子寡婦福祉資金貸付金8, 327万4千円です。

この事業は、母子・父子家庭や寡婦の方に対し、生活の安定と自立促進を図るため、修学資金など計12種類の資金を無利子または低利子で貸し付けるものでございます。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

いいですか。これは父子の方が借りられるという、父親と子供さんという。それは何件ぐらいあるんですか。

山口こども子育て支援課長 制度が変わりまして新たに父子も対象になったところですけども、今、市町村のほうで相談は何件か来ているようでございますが、実際に貸し付けに至った例は今年度はまだございません。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第28号議案及び第32号議案の2つの議案について、執行部の説明を求めます。

池永福祉保健企画課長 委員会資料の11ページをお開きください。

第28号議案及び第32号議案について、一括して説明申し上げます。

1 条例の概要ですが、第28号議案は大分県安心こども基金について、第32号議案は大分県自殺予防対策強化基金について、それぞれの設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものでございます。

2 改正の理由ですが、いずれも、国が基金事業の終期を1年間延長することから、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、3改正の内容のとおり、条例の終期を第28号議案は平成29年6月30日まで、第32号議案は平成28年12月31日まで延長するものです。

4 施行期日は、いずれも公布の日からとしております。

説明は以上です。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

深津委員 ちょっと関連にもなろうかと思うんですが、自殺予防の関係で、非常に今、精神的な病というか、疾患が多くて、我々も耳にするんですが、そういう相談については件数的にはふえているんですか。もしわかれば、条例とは直接関係ないんですが、現状について。

姫野障害福祉課長 自殺に関するご相談ということでありまして。相談機関というのは、例えば、保健所であったり、いのちの電話であったり、いろんな相談機関がございますので、一概に増加、減少ということは言えないかと思うんですけれども、例えば、大分のちの電話が電話相談を行っております。その件数につきましては、平成25年度までしか手元にデータがないんですけれども、相談件数の合計でいきますと、23年度、24年度、25年度で年々減少はしてきております。

ちなみに、24年度の件数でいきますと、1万4,050件、25年度は1万2,671件、電話相談件数自体はこのように減ってきております。

あわせて、自殺者数も警察統計でいきますと、26年、暦年になりますけれども、速報値が先日出まして、大分県内で231人と。25年が271人ということで、減少人数が40人と、5年連続の減少ということになっております。

以上です。

深津委員 私の思い過ごしというか、考え過ぎであれば一番いいんですが、我々の耳に入るのは、先ほど申し上げたように、精神疾患というんですかね、非常によく聞くんですね。若い人がなかなか家から出なくなったりとか、人と会って話するのが苦手になったとかで、家族の方が非常に心配をしておるんですが、だからといって、出て歩くことはしないわけでもない。出て歩くんだけど、夜に出歩くとか、人と接することが非常におっくうだということで、そういうひきこもりの精神疾患を非常に我々は耳にするんですね。相談を受けたり、また、相談を訴えたりする中で1番感じるのが、駆け込んでいくことさえも親が知らないというような。保健所の担当者のほうに行けばいいんですが、そういう病院を紹介してもらったり、いろんなお世話を焼くような相談窓口のPRをしっかりしていく必要があるんじゃないかなと感じるところなんですけど、その点についてはどうですか。

姫野障害福祉課長 確かに委員がおっしゃるように、相談機関につながるというのは非常に大事なことだと思っております。ですので、今回は基金条例の改正なんですけど、この基金を活用して、いろんな普及啓発活動を行ってきました。県が直接やる部分、それから、専門的な相談機関にお願いをして普及啓発から相談を行うもの、それから、市町村が実施主体になりましていろんな普及啓発、それから、ゲートキーパーと言いますが、身近な人で相談に乗ったり気づいたりする方なんですけど、そういった養成活動を行ってきました。その影響が、先ほど言った自殺者の減少にもつながっているのかなと思うんですけれども、委員おっしゃるように、まだまだお困りの方がいるかと思っておりますので、引き続きそういう普及啓発活動というのは続けていきたいと考えております。

深津委員 はい、よろしくをお願いします。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第28号議案大分県安心子ども基金条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第32号議案大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案から第27号議案までの5つの議案について、執行部の説明を求めます。

飯田高齢者福祉課長 委員会資料の12ページをごらんください。

第23号議案から第27号議案までの5本の議案につきまして、一括して説明申し上げます。

まず、1改正の理由ですが、介護保険法の改正及び基準省令の改正に伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

次に2の改正する条例は、表に記載している5つの条例となっております。

続いて、3改正の主な内容について、ご説明いたします。

第23号議案の特別養護老人ホームの基準条例についてですが、①は地域密着型特別養護老人ホームに関する基準の改正です。アは、介護保険法の改正により、要支援者向けのサービスである介護予防訪問介護・通所介護が、地域支援事業の1つである介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることに伴い、利用者の処遇が適切に行われる場合に、一定の従業者を配置しなくてよいとされる併設施設から、指定介護予防通所介護事業所を削除します。次にイは、一定の条件を満たせば職員の兼務が可能な併設施設である複合型サービス事業所の名称を、看護小規模多機能型居宅介護事業所に改めるものでございます。②は、法第8条に第17項が追加されることに伴い、1項ずつ繰り下がることから、引用している関係条文の修正を行うものでございます。

第24号議案の指定居宅サービスの基準条例についてですが、③は訪問・通所介護事業者が、保険給付の訪問・通所介護と総合事業の訪問・通所事業を、同一の事業所において一体的に実施する場合の人員基準等については、現行の基準に準ずるものとします。④は通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度以外の夜間及び深夜のサービス、いわゆるお泊まりデイサービスを提供する事業所について、事前の届け出と事故報告の仕組みを設けるものでございます。

第25号議案の介護老人保健施設の基準条例についてですが、⑤は、本体施設に配置していれば、サテライト型小規模老人保健施設に配置しなくてもよいとされる従業者に、言語聴覚士を追加するものでございます。

次に、第26号議案の介護療養型医療施設の基準条例についてですが、⑥は設備として必要な生活機能訓練室の名称を生活機能回復訓練室に修正するものでございます。

第27号議案の介護予防サービスの基準条例についてですが、⑦は総合事業への移行に伴い、介護予防訪問介護・通所介護に関する規定の削除を行います。ただし、介護予防訪

問・通所介護から総合事業への移行期間である平成27年度から29年度中は、経過措置を設けるなど所要の措置を講じます。

最後に、4施行日についてですが、②を除き本年4月1日としています。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 これは全体的な要支援の総合事業化に伴う改定なんだけれども、国の説明ですと、総合事業というのは介護保険制度じゃないですから、予算的な措置で、介護保険のほうから当初は出すという方向性なんだけれども、予算的には実質的にどこが持つことになるんですか、総合事業のいろんな経費というのは。

飯田高齢者福祉課長 この総合事業につきましては、基本的に介護保険の財政スキームの中で財源が確保されるということになります。ですので、国・県・市町村の公費部分と第1号被保険者の保険料、事業によっては第2号被保険者の保険料も充当されるものがありますけれども、個別給付ではありませんが、あくまで財源としては公費と保険料から財源が確保されるという意味では、広い意味では介護保険制度の中の事業という位置づけになります。

堤副委員長 それでね、総合事業ができたなら、いろんな事業そのものは市町村等が決めていきますよね。確かに介護保険財源の中から出すという方向性はあるんだけれども、これはいつまで出すとかいう期限とかは別にないわけでしょう。私が1番心配しているのは、結局、介護保険の制度から総合事業、市町村事業に移ることによって、国の持ち出す分を最終的には減らすというような方向性が強いわけですから、そういう方向性にならないようにしなきゃならんのだけれども、ただ、そこら辺の確約というのは国はしているんですか。この事業をずっと国が面倒見るよということは。

飯田高齢者福祉課長 先ほども申し上げましたように、介護保険制度の中の事業としての位置づけになりますので、今時点で限定的とか期間限定とか、そういうことではありませんし、あくまでも制度の中で地域支援事業というものを位置づけられておりますので、個別給付によるサービスと、市町村が創意工夫しながら行っていく、柔軟に行っていく地域支援事業というのは両輪、2本立てと言いますか、そういう形になると思いますので、特に限定的といったようなことは、今の時点ではないのかなと考えております。

堤副委員長 よくわからんのは、介護保険制度でやっていきますと言うんだけれども、じゃ、なぜ総合事業に移管させるわけですか。介護保険で続ければいいわけじゃないですか、ある意味、変わらなければ。それは国はどう説明しているのですか。

飯田高齢者福祉課長 今回の介護予防の通所介護・訪問介護事業につきましては、現行では保険給付ということですので、これは全国一律の基準に基づいて、価格といいますか、報酬も同一だということになりますけれども、今回の介護予防の通所介護と訪問介護を地域支援事業に移すということは、当然、今のサービス、いわゆる保険給付としてのサービスは地域支援事業に移行しても相当するサービスということで、サービスを提供する事業所もみなし指定をすとかいったことで、まず、サービスの水準というのは基本的には落ちないということと、あと、緩和された基準とか住民主体によるサービスと。例えば、見守りサービスとか移送とか、そういった部分については、例えば、NPOとかボランティア

アとか老人クラブとか、そういった多様な主体が参画する中で支え合うと、そういったサービスも可能になってきますので、そこは市町村が地域の実態に応じて、今までどおり、いわば事業所が提供するサービス、そして、多様な主体が参画する中でのサービス提供。柔軟にできるといった位置づけで今回の地域支援事業というのは位置づけられているのかなと考えております。

堤副委員長 多様なサービスは給付でされないものなんでね、結局、早い話が。介護保険給付でやって介護保険制度でやったとしても、今言ったサービスというのは別にそれにプラスすればいいだけの話なんよ、制度的に変えなくてもね。それを変えるということは、多様なサービスによって単価が違ってくるわけ。1人の人が100受けておった単価が、今度は90になるとか80になるとかいうふうな差が出てくるわけでしょう、実質的には。市町村がやっていくわけだから。そうすると、全体的な介護財源の給付が下がってくる可能性は十分あるわけですよ。そういうのが我々とすれば1番危惧もするし、おまけに、今は移送だとか見守りだとかいうのはボランティア云々かんぬんだけれども、しかし、それ以外のサービスについてもね、結局、自治会に任せたり老人会に寄せたとかいう方向性が強まってくるというのは目に見えているわけ。だから、我々はこれはおかしいんじゃないのというようなことをやっているんだけど、そこら辺はどうですか、県としてはおかしいなと思われませんか。

飯田高齢者福祉課長 現行、今の介護予防の通所訪問・介護の分については、地域支援事業移行後も同じサービス水準は確保される。そして、見守り支援であったりとか移送とか、そういったサービスについては少し基準を緩めたサービス提供をしていくということでは、多様な主体が参画をしていくということと、あと、地域支援事業ということで、これは市町村が条例で定めることによって、より柔軟な取り組みといいますか、サービス提供が可能になってきますので、これは市町村にとっても工夫の仕様によっては、よりよいサービスが提供されるのではないかと思います。それについては県も会議、研修会、勉強会もこれまでも行ってきたところですけども、引き続きそういった形での支援をしていきたいと考えております。

御手洗委員 それによって市町村のサービスの差はないという解釈でいいんですか。

飯田高齢者福祉課長 今回の地域支援事業への移行ということになりますと、これまでの保険給付であれば全国一律の基準で行いますから、理屈上、差は出ないということになるんですが、地域支援事業になれば、どういったサービスを提供するか、単価をどうするか、そういったところについては、それぞれ市町村が条例の中で定めるということになりますので、その提供するサービスが広いところもあったりとか、そういったところの差は若干あるのかもしれませんが。

御手洗委員 その差が出る出ないというのは、県はどこまで関与できるんですか。

飯田高齢者福祉課長 最終的にはその市町村のご判断ということになるかと思います。ただ、余り差がつき過ぎるといいますか、そこは逆に県としても、そこを一律にということにはなかなかありませんが、少なくとも必要な情報なり考え方というのはお伝えしながら、また、今も既に私どものほうで研修会とか会議とかいうのは開催させていただいて、そこで意思の疎通を図りながら、市町村で余り差が出ないように、そういう取り組みはしているんですけども、そこについては引き続き来年度も県も深く関与していきたいとい

うふうに考えています。

御手洗委員 それによって、行政区をサービスのいいほうに移行するということは考えられませんか。例えば、私は佐伯市ですから、佐伯市よりも大分市がサービスがいいというようなことで移行するというのは考えられませんか。

飯田高齢者福祉課長 可能性を全く否定するということはできないと思いますけれども、それは逆に、やっぱりある意味では市町村の知恵の出どころといいまじょうか、むしろそれは地域住民の方と協働しながらというか、よりよい事業をつくり上げていくという契機にもなるのかなと思っております。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより順次採決に入ります。

まず、第23号議案特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤副委員長 差が出てくるということを県としても認めているわけだから、そういうことであれば介護保険そのものを残していいわけですよ。そういう声をぜひあげてを要請して反対をいたします。

馬場委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 挙手多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第24号議案指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤副委員長 先ほどの理由と一緒です。

馬場委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 挙手多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第25号議案介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第25号議案指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤副委員長 先ほどの理由と一緒。

馬場委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 挙手多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案及び第31号議案の2つの議案について執行部の説明を求めます。

姫野障害福祉課長 資料の13ページをお開きください。

第30号議案及び第31号議案の2本の議案について、一括してご説明申し上げます。

まず、1改正の理由ですが、障がい福祉サービス等に係る国の基準省令の改正に伴い、関係条例の規定を整備するものです。

改正する条例は、2に掲げる2つの条例でございます。

次に、資料右側、改正の内容をご説明いたします。

第30号議案の指定障がい福祉サービスの基準条例に関しては、①の病院敷地内のグループホーム設置に関する特例の創設として、長期入院精神障がい者の地域生活への移行をさらに進めるための選択肢を増やす観点から、精神病床の減少や地域生活への移行支援を行うこと等を条件に、平成36年度末までの間、特例的に病院敷地内にグループホームを設置することを認めるものです。

②のグループホームを利用する重度の障がい者への特例の延長として、重度の障がい者は、グループホームからの介護サービスに上乘せして居宅介護等を利用できることとなっておりますが、その特例の期限を平成30年3月31日まで延長するものでございます。

③の基準該当サービスの対象拡大として、介護保険サービスである看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供される通い・宿泊サービスを、市町村が認めた場合、障がい児・者向けの基準該当サービスとして追加するものでございます。

第31号議案の指定通所支援の基準条例に関しましては、①の児童発達支援センターの支援対象の拡大として、センターが相談に応じ援助を行う対象に、障がい児が通う施設などを追加するものです。

②の放課後等デイサービス事業の規定の追加として、放課後等デイサービス事業所のうち重症心身障がい児を受け入れる事業所に置くべき従業者の数や利用定員に関する規定を

追加するものです。

③の基準該当サービスの対象拡大につきましては、第30号議案の③と同様の改正となります。

最後に、施行日は本年4月1日からとしています。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 30号の②、グループホームの関係ね。これは市町村によってかなり取り扱いが違うんですね。グループホームに入っている方でも、これがきちっと活用できる市町村もあれば、なかなか活用できないという市町村もあるんだけれども、県として、そこら辺の指導、対策か何か講じることをしているんですかね。

姫野障害福祉課長 このサービスの利用に関しましては、それぞれその人の状態、環境によって市町村が個別に判断するというようになっておりますので、県といたしましては、制度の周知には努めますが、個々の利用については特に助言指導とかいうことは行っておりません。

堤副委員長 確かにそういう立場でしょうけれども、こういう施設があって、市町村でこういうふうに行っているよという事業紹介というの、事例紹介というのはいないところには、積極的に県として情報提供という立場からやっていると、少しは市町村も考えるのかなと思いますから、ぜひそういうのを含めて検討もしてください。これは要望でいいです。

馬場委員長 要望でよろしいですか。

堤副委員長 はい。

御手洗委員 1点だけ。このグループホームは定員とかいうのはあるんですか。

姫野障害福祉課長 グループホームにつきましては、当然、施設ごとに定員というのがあるんですけれども、1つのグループホームに関しますと、共同生活住居ですので、原則2人以上というのがございますが、今回の上限につきましては、一般のグループホームにつきましてはないんですけれども、今回につきましては――病院敷地内におけるグループホームにつきましては定員30名以下という上限の基準がございます。

御手洗委員 人数9名まで。

姫野障害福祉課長 30名までです。

御手洗委員 これは設置者の負担、あるいは補助金が出るとかいうようなことになるんですか。

姫野障害福祉課長 制度的には、施設整備の補助金の対象にはなっております。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないので、これより採決に入ります。

2つの第30号議案と第31号議案――第30号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正と、第31号議案指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がありませんので、両案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第21号議案大分県地域福祉基本計画の策定について、執行部の説明を求めます。

後藤地域福祉推進室長 資料の14ページをごらんください。

第21号議案大分県地域福祉基本計画の策定について、説明申し上げます。

お手元に、計画案を配付させていただいていますが、こちらの資料で説明させていただきます。

ごらんのページは、計画の体系を示しています。

まず、計画の基本理念ですが、「誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域社会の実現」とし、基本理念の趣旨を「孤立ゼロ社会の実現」という、わかりやすいフレーズで表現し計画の副題にもしているところでございます。

孤立ゼロ社会の実現を目指して、左側の施策の基本的方向として、3本の柱を設けております。

まず、「1 地域福祉を推進する体制づくり（協働・支援）」では、（1）地域住民と関係機関・団体の役割・支援と、（2）地域特性を踏まえた市町村との協働を掲げており、2つ目の柱である「地域福祉を支える人づくり」では、（1）地域福祉の核となる人材の確保・育成と、（2）活動の場の充実を掲げ、3つ目の柱である「多様な地域資源による基盤づくり」では、（1）県民の共生意識の醸成と行動の喚起、（2）共に支え合う地域力の向上、（3）福祉サービスの充実と質の確保を掲げ、右側の①から③までの取り組みを行うこととしています。

次のページをお開きください。

計画の成果指標と活動指標を示しています。

まず、左側の成果指標ですが、9項目設けており、「1 日常生活の困りごとを家族以外に相談できる人がいると答えた人の割合」は、現状値が64.8%ですが、この指標は、意識や認識を測る指標であり、その変化には一定の期間を要することが考えられることから、10年後の平成36年度に100%達成を目指すこととし、それをベースに、計画最終年度、31年度の目標値を82.4%としています。指標の2から5及び7についても、同様の考え方で目標値を設定しています。

なお、6、8及び9については、31年度の目標値を100%となるように設定しています。

次に、右側の活動指標ですが、15項目設けており、それぞれの取り組み内容に応じた具体的な指標及び目標値を設定し、市町村や社会福祉協議会等とともに確実に実施することとしています。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 15ページの成果指標の3番の9、津波浸水想定区域における個別支援計画策定済みの自主防災組織等の数、これは100%にしようということだったんですけど

も、非常に大変ですよ、個人情報はどうだとか。いろいろ議会でも議論になっていますけれども、そこら辺のクリアというのは大体何年間でできると。また、この方についてはこういう方が支援して避難をすとかいうふうなところまでの策定というのは大体できそうなんですか、これは具体的には。

後藤地域福祉推進室長 確かにこの個別支援計画の策定というのは非常に困難な取り組みだと覚悟はしております。ただ、南海トラフの巨大地震の発生確率が高いという中で、やはりこの5年以内にこういった個別支援計画をつくらなければ、特に高齢者や障がい者など避難に支援を要する方々の命は守れないということで、市町村とともに、また市町村の社会福祉協議会さんとともに、この取り組みはしっかりとしていきたいと考えております。

堤副委員長 そうすると、その地域に住んでいる防災士の役割というのは非常に大きいと思うんだけど、そういう方々との協議もしながら体制をつくっていくという方向性をするということがいいのかな。

後藤地域福祉推進室長 これは自治体だけでは当然できないということで、個別支援計画の策定自体は、やはり地域の取り組みになります。ですから、本年度、平成26年度は、沿岸部を中心ですが、市町村単位で地域の方々、自治委員さんや防災士さん、民生委員さん等を対象とする計画づくりの研修会を実施してまいりました。それを地域に持って帰っていただいて、それぞれの地域でこれから取り組んでいただこうということで、そういう計画づくりを支援する取り組みも本年度行ってきたところでございます。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第29号議案大分県次世代育成支援行動計画の策定について、執行部の説明を求めます。

山口こども子育て支援課長 資料の16ページをごらんください。

第29号議案大分県次世代育成支援行動計画おおい子ども・子育て応援プラン〈第3期計画〉の策定について、ご説明申し上げます。

お手元に、計画案を配付させていただいておりますが、こちらの資料で説明させていただきます。

ごらんのページは、計画の骨子ですが、「一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会」を「めざす姿」として位置づけ、その姿をよりイメージしていただきやすいよう、新たに5つの具体像を設定しています。具体的には、①地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる、②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる、③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる、④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる、⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる、としています。

また、「子育て満足度日本一の実現」を基本目標に、「子どもの育ちの支援」、「子育ての支援」の2つを基本姿勢とし、「子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づく

り」など7つの基本施策に取り組みます。こうした取り組みを体系的に評価するため、1番下の評価体系にありますとおり、個別事業ごとのアウトプット指標と、総合的な評価としてのアウトカム指標を組み合わせた評価体系としています。

次のページをお開きください。

個別事業ごとの評価指標（アウトプット指標）は、先ほどご説明した7つの基本施策に対応した章ごとに、例えば、「体験的参加型による人権学習を実施した児童生徒数の割合」など、88項目の指標を設定しています。

続いて、20ページをお開きください。

総合的な評価指標（アウトカム指標）は、前期計画である第2期計画では、14項目の指標を設けていましたが、項目を簡素化することにより、よりわかりやすいものとするとともに、全国順位が把握できるかどうかといった観点で見直しを行っています。

具体的には、①子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合や、③保育所入所待機児童数など、冒頭説明いたしました5つの具体像それぞれに2つずつ、計10項目の指標を設定しています。

また、目標値については、①の子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合については、31年度までに100%を目指すこととし、それ以外の指標については、全国トップレベルを目指すことにしています。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

志村委員 県の基本的な考え方の中に、子育てというのに、いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんですね。福井県は共働きが日本一なんですね。学力も日本一なんですね。そして、3世代同居も日本一かどうかわかりませんが、非常に高いと聞いております。おじいちゃん、おばあちゃんの役割というのは非常に大きいと思うんですね。そこを位置づけようと、どこかでしないとと思っておりますが、県の基本的な考え方を聞きたいと思います。

山口こども子育て支援課長 おじいちゃん、おばあちゃんの子育てに対する助けというのは、お母さん、お父さんにとって非常に役立つということで、非常に重要であろうと考えております。ただ、3世代同居をするかどうかというのは、1つには個人の選択という面もございますし、地域の特性もあろうと思います。この計画の中でもおじいちゃん、おばあちゃんの子育てについて少し触れている部分も実はございまして、お手元の冊子の52ページの1番下にトピックスというのがございまして、そこで祖父母の育児休暇というのを紹介させていただいております。これは国東市の安岐の郷という社会福祉法人の事例で、その安岐の郷では祖父母の育児休暇というのを設けて、祖父母のサポートを推進するというようなことを取り組んでいるということで、こうした取り組みについてもご紹介をさせていただきます。

いずれにしても、3世代同居も含めて、子育ての支援ということで取り組んでいきたいと考えております。

志村委員 こういう捉え方じゃなくてね、1つの大きな項目として、やっぱりおじいちゃん、おばあちゃんとの、それはいわゆる地域で子供を育てることにつながると思うんですけども、そこはもうちょっときっちり捉えるべきじゃないかと私は思っておるんですよ。

部内でその辺をちょっと協議していただきながら、やっぱりここが抜けていると思う。はっきり言って、トピックスぐらいの取り扱いではないと思うんですよね。どうでしょうか。
山口こども子育て支援課長 実際に、確かにおじいちゃん、おばあちゃんが子育てに果たしている役割というのはとても大きいということであろうと思います。それを計画上どう位置づけていくのか、どのように指標化していくのかというところは、またこれはひとつ議論があるとは思いますが、委員のご指摘もよく踏まえながら、これから運用していきたいと思っております。

馬場委員長 よろしいでしょうか。

志村委員 ぜひお願いをいたします。

御手洗委員 合計特殊出生率が今の時点で13位ということですよね。1.56ということなんですが、大分県の市町村ではどこが1番ですか。それと、全国はどこが1番で、幾らになっているのか。

山口こども子育て支援課長 合計特殊出生率はいつの時点で見るとかで多少異なりますけれども、手元にございますのが平成20年から24年までの5年間を平均した合計特殊出生率で、これで見ますと、県内では1番高いのが姫島村でございまして、2.49となっております。それから、全国ですけど、全国で1番高いのは沖縄県でございまして、平成25年度の人口動態統計によりますと、沖縄県は合計特殊出生率が1.94です。大分県は1.56のところ、沖縄県は1位で1.94であります。

御手洗委員 たしか鹿児島県の徳之島町は2.81ぐらいだったと思うんですよね。ですから、どのような取り組みをしているかということもぜひ研究というか、調査していただきたいなと思うんですよ。2.81です。それは、先ほど志村委員が言いましたように、地域で支え合っている。おじいちゃんもおばあちゃんも、隣の人も出産から、あるいは小学校の入学、あるいは成人式、それから、亡くなる、それを地域の皆さんで支えながら取り組んでいるということが徳之島にありますので、ぜひそういうところも参考にさせていただければ、人口減少問題にも幾らか対応できる、いろんなことが学べるんじゃないかなと思いますので、ぜひ見ていただきたいなと思います。

馬場委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願及び請願の審査に入ります。

この際、念のため申し上げます。

今議会以後、任期中、本会議の予定もございませんし、本日の委員会が、一応任期最終の委員会となりますので、先例によりまして結論を得るに至らなかった請願は、審議未了の扱いとすることになります。

この点、あらかじめご了承願います。

では、継続請願17障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書の提出について、前回の説明から変更があればお願いいたします。

姫野障害福祉課長 前回の説明からの変更はございません。

馬場委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

堤副委員長 全く法律の中で変わってはないんだけど、今、議論はどういう状況になっていますか。

姫野障害福祉課長 制度の見直しにつきましての協議、議論ということですが、厚生労働大臣の諮問機関であります社会保障審議会の障害者部会において検討をするということになっております。障害者部会は、本年度でいきますと5回開催をされております。そのとき、4回目、11月の終わりなんですけれども、総合支援法施行後3年を目途とした見直しについてという議題は上がっているんですけども、その中で見ますと、平成27年から論点整理を始めるという言葉が議事録にございます。27年になりまして、直近の障害者部会につきましては、先月、2月26日に開催をされております。この中では、法施行後3年を目途とした見直しという議題は上がっておりませんし、実際に協議もまだされていないという状況であります。

以上です。

馬場委員長 ほかにご質疑はないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないので、これより採決に入ります。

原田委員 この問題というのは、賛否が分かれるようなことよりも、全会一致が望ましいんじゃないかなと考えます。その中で、今、国では3年後の論議、それがなかなか進んでいないのも実情でしょうけど、若干それを見守って、新しい状況の中で結論を出していったほうがいいんじゃないかなという思いがあるんです。

ですから、結論から言えば、審議未了にさせていただいて、紹介議員はうちの県民クラブの守永議員ですから、守永議員を通して提出者の方々に新しい年度になって再度提出を求めながら、議論を引き継いでいったほうがいいんじゃないかなと考えています。いかがでしょうか。

馬場委員長 審議未了扱いという意見がございましたので、お諮りいたしますが、本請願について、審議未了扱いとすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場委員長 では、そういう形で進めていきたいと思えます。

次に、請願51大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて及び請願52国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

内田健康対策課長 子ども医療費助成制度にかかる請願51番及び52番について、一括して説明申し上げます。

本県の子ども医療費助成制度は、ご承知のとおり、県や市町村、ともに厳しい財政状況にある中、所得制限は設けず、助成方式も現物給付とするなど、全国的にも充実した制度内容となっています。

請願51についてですが、本事業は、安定的で持続的な制度として運営していくものであり、財源の確保についても、十分に留意する必要があると考えています。

また、請願52の、国への要望につきましては、これまでも国に対して、子ども医療費助成制度の創設を全国知事会や全国衛生部長会等を通じて行ってきたところです。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

堤副委員長 きょうは請願をされている方々も傍聴に来ています。県としての姿勢をやっぱりきちんと示していくことが本当に大事だと思いますので、しっかりと答弁をしてください。

確かに中学校卒業までの無料化については、かなり経費もかかると。この前の質疑では、あと約9億円かかるというようなお話でしたけれども、じゃ、その9億円というお金が安定的に捻出できないだけの金額なのかということでは私は非常に疑問があるんです。知事も財政調整用基金は最低限300億円確保したいということで、25年度末で443億円の基金残高がありますよね。そういう中で、9億円の財源を出すということはそんなに難しい数字ではないと思うんですけども、それについてどう考えているのでしょうか。

平原福祉保健部長 お答えいたします。

現行の子ども医療費助成について、県で10億円の支出をしております。また、同様に市町村でも10億円ということで支出をしております。中学生までという話になると、新たに9億円、市町村も9億円というお話をしたところであります。財政的に6千億円弱の財政規模がありますが、その中の9億円という議論もあると思いますけれども、制度の中で10億円の規模でやってきたところが、また一気に20億円クラスの制度になるとかいうところもありますし、その財政状況等も踏まえながら、今後どこまでやっていくのかということについては慎重に検討していく必要があるのかなと考えております。

堤副委員長 それでね、先ほど山口課長からも子育て応援プランという中にも、当然、子ども医療費については、子供の医療費に係る負担が軽減をされますと。これは年齢は指定していないんですよ。当然、年齢は。これの概念からすれば、仮に中学校を卒業するまでという概念も考えられるわけですよ。別に限定していないんだから。

それとあわせて、佐伯市とか日田市とか豊後大野市というのは、中学校卒業するまで通院も含めて基本的に無料化しているじゃないですか。これは前からの私の持論なんだけれども、大分市に住んでいる子供と佐伯市に住んでいる子供が医療に負担の差があっているのかと。私は絶対これはあってはいけないと思います。市町村でも財政が非常に厳しい中でもそれだけの負担をして、子供をやっぱり市町村で育てていこうと。よくみんなが社会で育てていこうと言っているわけでしょう。それを大分県としてできないはずないですよ。基本的な考え方でそれをやっていくことが、やはり社会として、県として、大分県を担う子供たちを育てていくという1番基本になるわけですからね。これはぜひ実現をさせてほしいし、仮に中学校を卒業するまでが無料化に9億円かかるのであれば、例えば、この前、質疑でも質問しましたけれども、1年間延長する、2年間延長するとか、そういうような段階的でも将来的には、子ども医療費助成を18歳までしているところもあるわけだから、そういうようなところに近づけていくということは可能なんじゃないかな。可能というふうに質疑で答弁しましたよね。そこら辺はどうですか。再度確認をしましょう。

平原福祉保健部長 小学校から中学校まで9年間ありますので、それで9億円かかるとい

うことで、小学校1年生だけということであれば、単純な計算では1億円ということがあります。制度として仮にやれば、そういうやり方もあるでしょうという意味で、きのうの質疑の場でお答えしたところで、1億円だから可能だとか、9億円だからできないということではなくて、制度のやり方として中学生まで一気にやる、あるいは小学校3年生まで、まず小学校までやる、いろんなやり方がある中で、議員が言われた小学校1年から段階的にやるというやり方について、そういうやり方もありますという意味でお答えしました。改めて言いますけれども、そういう意味で可能性がありませうというお話をさせていただいた中で、どういふふうにするかということについては、まだなかなか財政負担は大きいなというのが正直なところ考えておまして、今のところまだまだそこまでは至っていないかなと判断をしております。

堤副委員長 とあれば、この請願の趣旨は、そういう中学卒業するまで拡大してほしいというような請願の趣旨ですから、それは県との基本的な考え方は一緒なんでしょう。じゃ、これは訂正するの。

内田健康対策課長 実は子育て支援策の経済的負担の支援も、この医療費だけではなく、いろいろございます。それから、実は医療にかかりますと、親は経済的な負担だけではなく、仕事を休んで行ったりとか、そっちの負担のほうが非常に大きかったりもします。ですので、優先順位がいろいろございます。中には、例えば、予防的なこと、予防接種でありますとか、あるいは健診でありますとか、そういったことを充実させるといった方向性もございます。そういたしますと、かなり親の負担と申しますか、そういったものも減ると。経済的な負担も、もちろんもともと医療にかからなくなるので、減ると。そういった方向性もございますので、私どもの課の中で考えただけでも、そういう選択肢もあり得ます。

ですので、お金のかかる話ですので、いろんな選択肢を考えながら、考えていきたいと思っております。

堤副委員長 なるほどね。選択肢を考えるということは、この請願も、そういうあなた方の県の考え方と基本的には一緒だということやな。

そういうことで、ぜひ皆さん請願の採択のほうで採決をよろしくお願ひしたいと思えます。子供のためです。

以上です。

原田委員 私たち県民クラブとしても、この件について話し合いました。ただ、やっぱり財政的な負担というのが生じるということで、なかなか厳しい面もあるのかなと思えますが、ただ、段階的な取り組みを含めて、子育て満足度日本一を目指すんなら、このこと抜きには考えられんだろうという意見になっています。ぜひとも早急にという話、すぐ来年度か再来年度からという話は難しいかもしれませんが、努力していつていただきたいという意向を持って、採決に臨みたいと考えています。

以上です。

馬場委員長 ほかにご質疑はないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、まず、請願51大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、採決を行います。

本請願を採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 反対の方は、挙手願います。

〔反対者挙手〕

馬場委員長 可否同数でありますので、委員長において裁決いたします。

私は、採択とすることに裁決いたします。

ただいま採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求する旨、議長あて報告をいたします。

次に、請願51国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、採決を行います。

本請願を採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 反対の方は、挙手願います。

〔反対者挙手〕

馬場委員長 可否同数でありますので、委員長において裁決いたします。

私は、採択とすることに裁決いたします。

堤副委員長 反対されるのは自由ですけれども、反対の主な理由だけでもちょっと聞かせていただければ、いいんですけどね。理由もなく反対じゃないと思うんですが。そこら辺、志村委員、いかがですか。

志村委員 やはり私は財源だと思います。

堤副委員長 いや、国のほうですよ。

志村委員 財源です、いずれにしましても。財源をしっかりとらえた中で政策というものはあるべきだと思っております。それが確立しない間は、賛成できないということでございます。

堤副委員長 はい、わかりました。

馬場委員長 ただいま、賛成多数によって、意見書案を提出することに決定いたしました。

多数決での決定となりましたので、議会運営申し合わせ事項により、賛成議員による発議をもって、案を提出することになります。

よって、案文については、本委員会終了後、賛成の議員にてご検討をお願いいたします。

次に、付託外案件の審査に入ります。

陳情51悪性腫瘍（通称がん）の窓口負担の医療費を無料にすることを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

内田健康対策課長 悪性腫瘍（通称がん）の窓口負担の医療費を無料にすることを求める意見書の提出に係る陳情について、説明申し上げます。

がんの治療や療養にあたり、患者さんが少なからぬ精神的・経済的負担を感じておられるという状況については認識していますが、医療保険制度においては、個々の患者さんにその能力に応じ費用の負担をお願いせざるをえないと考えます。

なお、県では、がん患者の療養生活と就労の両立に向けて、がん患者支援ガイドブックの作成や相談支援体制の充実を図るなど、がんになっても安心して暮らせる社会の実現に向け取り組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

井上委員 窓口負担は1週間あたり大体どのくらい、平均単価。

内田健康対策課長 申し訳ありません。窓口負担の平均というのはちょっと把握しておりませんので、調べてまたご回答申し上げます。

馬場委員長 よろしくお願いします。ちなみにこれは毎年出てるの。

内田健康対策課長 前は窓口負担ではなくがんという病名をほかの病名に変えてくれという陳情が出ておりました。

馬場委員長 ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これで終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

①から③の説明をお願いします。

飯田高齢者福祉課長 委員会資料の21ページをお開きください。

おおいた高齢者いきいきプラン<第6期>について、ご報告させていただきます。

まず、1の計画の概要についてですが、この計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携などの取り組みも本格化させるなど、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることにより、その下の(1)基本理念にあります高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりを推進し、地域包括ケアシステムの構築を図るものがございます。

(2)の基本方針として、1生きがいづくりや社会参画の促進、2健康づくりと介護予防の推進、3安心して暮らせる基盤づくりの推進及び4認知症施策等の推進を掲げ、施策を展開することとしております。

また、(3)目標指標として、要介護認定率全国順位や認知症サポーター数など、29指標を掲げております。

なお、(4)の計画期間は、平成27年度から29年度までの3年間となっております。

次に、2のパブリックコメントについて説明いたします。

本年1月9日から2月8日にかけて、県民から意見を募集しましたところ、提出された意見は、(2)にありますとおり、全部で29件あり、認知症の早期診断や支援等に関するものが10件、高齢者の生きがいづくりや就労等に関するものが7件などのご意見をいただいたところです。

また、(3)の計画への反映状況は、その意見の趣旨・内容を計画へ反映したものが3件、計画の推進にあたり留意すべきものが14件、計画に反映済みのものが12件となっております。

本日、お手元に配付させていただいています計画案につきましては、所定の手続を経た後に、完成・公表する予定でございます。

説明は以上でございます。

山口子ども子育て支援課長 資料の22ページをごらんください。

大分県ひとり親家庭等自立促進計画<第3次計画>について、ご報告させていただきます。

1 計画の概要についてですが、この計画は、子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担うひとり親家庭が、経済的にも厳しい状況に置かれていることなどから、(1) 基本理念として、ひとり親家庭等が、自ら進んで生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立し、子どもの心身にわたる健やかな育成と、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の健康で文化的な生活が実現する社会づくりを目指すものです。

(2) 計画推進のために取り組む施策として、相談体制と情報提供の充実、子育て・生活支援策の充実、就業支援の推進、養育費確保対策及び面会交流支援の充実、経済的支援の充実の5本を掲げ、施策を展開することとしています。

また、(3) 数値目標として、大分県母子・父子福祉センターへの相談件数やひとり親家庭の子どもの在学率など、18指標を掲げております。

なお、(4) 計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間となっております。

次に、2パブリックコメントについて説明いたします。

昨年10月15日から11月14日にかけて県民から意見を募集しましたところ、提出された意見は、(2)にありますとおり、全部で5件あり、子育て・生活支援施策に関するものが4件、養育費、面会交流に関するものが1件でした。これらについては、いずれも今回の計画へ反映したところです。

本日、お手元に配付させていただいております計画案につきましては、所定の手続を経た後、完成・公表する予定でございます。

説明は、以上でございます。

姫野障害福祉課長 資料の23ページをお開きください。

大分県障がい福祉計画<第4期>について、ご報告させていただきます。

1 計画の概要についてですが、この計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい者施策を総合的に進めるため、障がい福祉サービス等に関する成果目標を設定し、目標を達成するための具体的な実施計画として定めるものです。

(1) の重点的に取り組む施策として、①障がい者が安心して暮らせる地域生活への支援、②障がい者の就労への支援、③障がいのある子どもと家族への支援を掲げ、(2) 成果目標としては、福祉施設からの地域生活移行者数や障がい者雇用率全国順位など、16指標を設定しています。

なお、(3) 計画期間は、平成27年度から29年度までの3年間となっております。

次に、2のパブリックコメントについて説明いたします。

昨年12月19日から本年1月18日にかけて、県民から意見を募集しましたところ、提出された意見は、(2)にありますとおり、全部で30件あり、障がい者が安心して暮らせる地域生活支援に関するものが13件、障がい者の就労への支援に関するものが6件などのご意見をいただいたところです。

また、(3) の計画への反映状況は、その意見の趣旨・内容を計画へ反映したものが8件、計画の推進にあたり留意すべきものが22件となっております。

本日、お手元に配付させていただいております計画案につきましては、所定の手続を経

た後、完成・公表する予定でございます。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別にご質疑等もないので、最後の報告に移ります。

④の説明をお願いします。

姫野障害福祉課長 資料の24ページをお願いいたします。

障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について、説明申し上げます。

まず、1のこれまでの経過については、前回の定例会以降、1月28日には本委員会において障がい関係6団体に対する意見聴取が行われたところですが、2月24日には第2回条例検討協議会を開催し、事務局から条例素案を提示を行ったところでございます。

素案の概要は、2のとおりですが、各項目に対してさまざまなご意見をいただきました。

3の主な意見としては、(1)前文・総則に関して、「生きづらさを抱え悩んでいる障がい者やその家族の生の声を取り入れて欲しい」、「社会からの支援を受けることを前提とした自立の概念を基本理念に加えて欲しい」などの意見が、(2)の障がいのある人に対する差別の禁止に関して、「民間事業者が差別を行わないためには、不利益な取り扱いや合理的配慮に関する明確な指針やガイドラインが必要」などの意見が、また、(4)の県民に対する普及啓発に関して、「障がい者が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域福祉に関する規定が必要」などの意見がありました。

その他、全体を通じて、「県民に親しみを持ってもらうよう分かりやすい表現にすべき」、「理念規定を主体とし、個別具体的内容は避けるべき」などの意見もいただきました。

また、4の今後の予定でございますが、いただいた意見を踏まえ、総合的な見直しを行うとともに、条例検討協議会や庁内連絡会議の開催等を通じた検討や、パブリックコメント等の必要な意見聴取を実施してまいります。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別ににご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別にないようですので、ここで私からお礼を申し上げたいと思います。

〔委員長挨拶〕

〔平原福祉保健部長挨拶〕

馬場委員長 これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

〔福祉保健部退室〕

馬場委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

今期定例会は、今月17日をもって閉会となりますが、現委員は、議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがいまして、お手元に配付のとおり、各事件について、閉会中、継続調査としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別にないようですので、最後に私から一言だけお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

馬場委員長 これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。